

参考資料集

令和2年4月

総務省
料金サービス課

目次

1. 電気通信事業法全般
2. FTTH等の市場動向
3. 接続ルールに関する概要等
4. 光サービス卸に関する概要等
5. フレキシブルファイバに関する概要等
6. モバイル音声卸に関する概要等
7. 接続約款、光サービス卸契約、卸携帯電話サービス約款の比較
8. 指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の届出制度



1. 電気通信事業法全般

2. FTTH等の市場動向

3. 接続ルールに関する概要等

4. 光サービス卸に関する概要等

5. フレキシブルファイバに関する概要等

6. モバイル音声卸に関する概要等

7. 接続約款、光サービス卸契約、卸携帯電話サービス約款の比較

8. 指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の届出制度

電気通信事業の特性

- **公共性**: 国民生活や社会経済活動に必要不可欠であり、国民必需のサービスを提供する公益事業としての高い公共性
- **自然独占性**: **規模の経済性** (事業規模が大きいほど競争上有利) や、**ネットワーク外部性** (加入者が多いほど競争上有利) により、**独占に向かいやすい構造**

電気通信事業法の目的

(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第1条)

この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進(①)することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保(②)するとともにその利用者の利益を保護(③)し、もつて**電気通信の健全な発達**及び**国民の利便の確保**を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

電気通信の健全な発達

利用者のニーズにきめ細かく対応したより良質な**電気通信サービス**の実現

国民の利便の確保

電気通信を通じた**豊かで快適な国民生活**の実現、**我が国経済の活性化**

電気通信事業法における「接続」「卸役務」に関する主な規定

		接続		卸電気通信役務	
		固定系	移動系	固定系	移動系
提供義務		・接続応諾義務(法第32条)	・接続応諾義務(法第32条)	— (認定電気通信事業に係る役務の提供義務)	— (認定電気通信事業に係る役務の提供義務)
約款規制	約款の遵守義務	・認可接続約款等以外による接続協定の締結等の禁止(法第33条第9項)	・届出接続約款以外による接続協定の締結等の禁止(法第34条第4項)	— (指定電気通信役務の保障契約約款)	—
	約款等の認可・届出	・接続約款(接続料・接続条件)の認可(法第33条第2項) ・認可接続約款の変更認可申請命令(法第33条第6項)	・接続約款(接続料・接続条件)の事前届出(法第34条第2項) ・届出接続約款の変更命令(法第34条第3項)	・事後届出(卸役務の種類・卸料金等)(法第38条の2) (・事前届出(指定電気通信役務の保障契約約款))	・事後届出(卸役務の種類・卸料金等)(法第38条の2)
公表制度	事業者	・認可接続約款等の公表義務(法第33条第11項) ・接続会計の整理・公表義務(法第33条第13項) ・届出網機能提供計画の公表義務(法第36条第2項)	・届出接続約款の公表義務(法第34条第5項) ・接続会計の整理・公表義務(法第34条第6項)	— (保障契約約款の公表)	—
	総務大臣	・総務大臣による情報の公表(法第39条の2第1号)	・総務大臣による情報の公表(法第39条の2第2号)	・総務大臣による情報の公表(法第39条の2第3号)	・総務大臣による情報の公表(法第39条の2第3号)
紛争処理	あっせん・仲裁等	・総務大臣による協議命令(法第35条第1項・第2項) ・総務大臣による裁定(法第35条第3項・第4項) ・紛争委によるあっせん(法第154条) ・紛争委による仲裁(法第155条)		・総務大臣による協議命令(法第39条において準用する法第38条第1項) ・総務大臣による裁定(法第39条において準用する法第35条第3項・第4項) ・紛争委によるあっせん(法第156条第2項において準用する法第154条) ・紛争委による仲裁(法第156条第2項において準用する法第155条)	
業務改善命令		・総務大臣による業務改善命令(法第29条)			
その他		・網機能提供計画の事前届出(法第36条第1項) ・届出網機能提供計画の変更勧告(法第36条第3項)	—	—	—

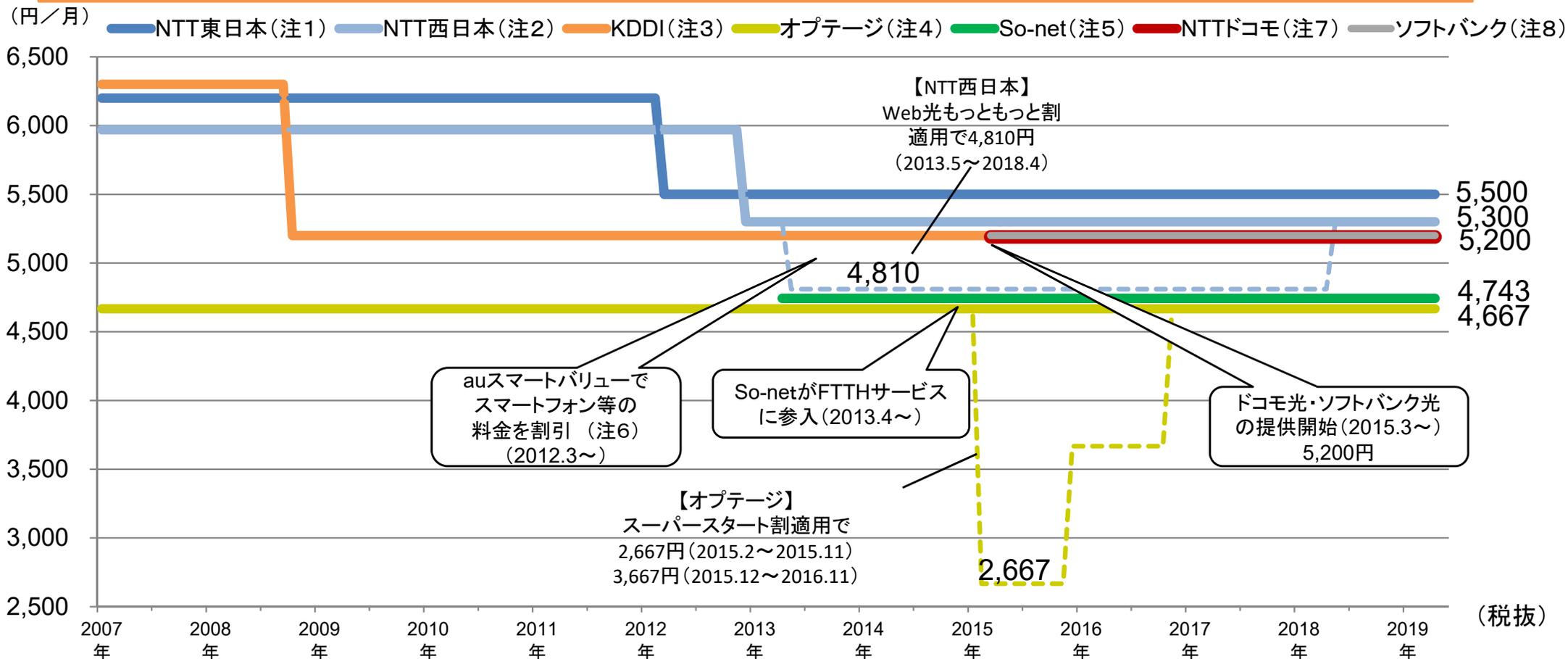
注: 太字・下線部分の規定は、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のみが対象。

1. 電気通信事業法全般
-  2. FTTH等の市場動向
3. 接続ルールに関する概要等
4. 光サービス卸に関する概要等
5. フレキシブルファイバに関する概要等
6. モバイル音声卸に関する概要等
7. 接続約款、光サービス卸契約、卸携帯電話サービス約款の比較
8. 指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の届出制度

FTTHの小売月額料金の推移

(戸建向け、各種割引適用後の初年度料金。期間限定のキャンペーン料金は参考掲載)

● FTTHの月額料金は、近年おおむね5,000円/月(戸建向けの場合)で推移している。



- 注1:【NTT東日本】ISP料金(ぷらら)、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。2008年3月まではBフレッツ・ハイパーファミリータイプ、2008年3月からフレッツ・光ネクストファミリータイプの料金(2012年3月からはにねん割適用料金)。
- 注2:【NTT西日本】ISP料金(ぷらら)、屋内配線利用料、回線終端装置利用料を含む。2005年2月まではBフレッツ・ファミリー100タイプ、2005年3月からはフレッツ・光プレミアムファミリータイプ、2008年3月からフレッツ・光ネクストファミリータイプの料金(2012年11月まではあっと割引適用料金、2012年12月からは光もっともっと割適用料金)。
- 注3:【KDDI】ISP料金(au one net)、端末設備使用料、HGWLレンタル料を含む。2006年12月までは東京電力のTEPCOひかり・ホームタイプ、2007年1月からKDDIのひかりone、2008年10月からはギガ得プラン、2015年3月からはずっとギガ得プランの料金。
- 注4:【オプテージ】ISP料金、回線終端装置使用料を含む。eo光ネット(ホームタイプ)100Mコース(2005年7月eoホームファイバーから改称)の料金(即割適用料金)。
- 注5:【So-net】ISP料金(so-net)、端末設備使用料、モデム使用料を含む。NURO光の料金(2年継続契約)。
- 注6:auスマートバリューは、一定の条件を満たすスマートフォン等について、条件により、1台あたり最大月額2,000円引き。
- 注7:【NTTドコモ】ISP料金(タイプA)を含む。月額料金は2年間の定期契約を条件とする。
- 注8:【ソフトバンク】ISP料金を含む。月額料金は2年間の定期契約を条件とし、「おうち割光セット」の適用条件であるオプションメニューの料金(500円/月)は含まない。

- FTTH市場の事業者別シェア(2019年12月末)をサービス提供主体別にみると、NTTドコモが**最大のシェア**を有している(NTT東日本よりもシェアが大きい。)。また、ソフトバンクのシェアも**増加傾向**にある。

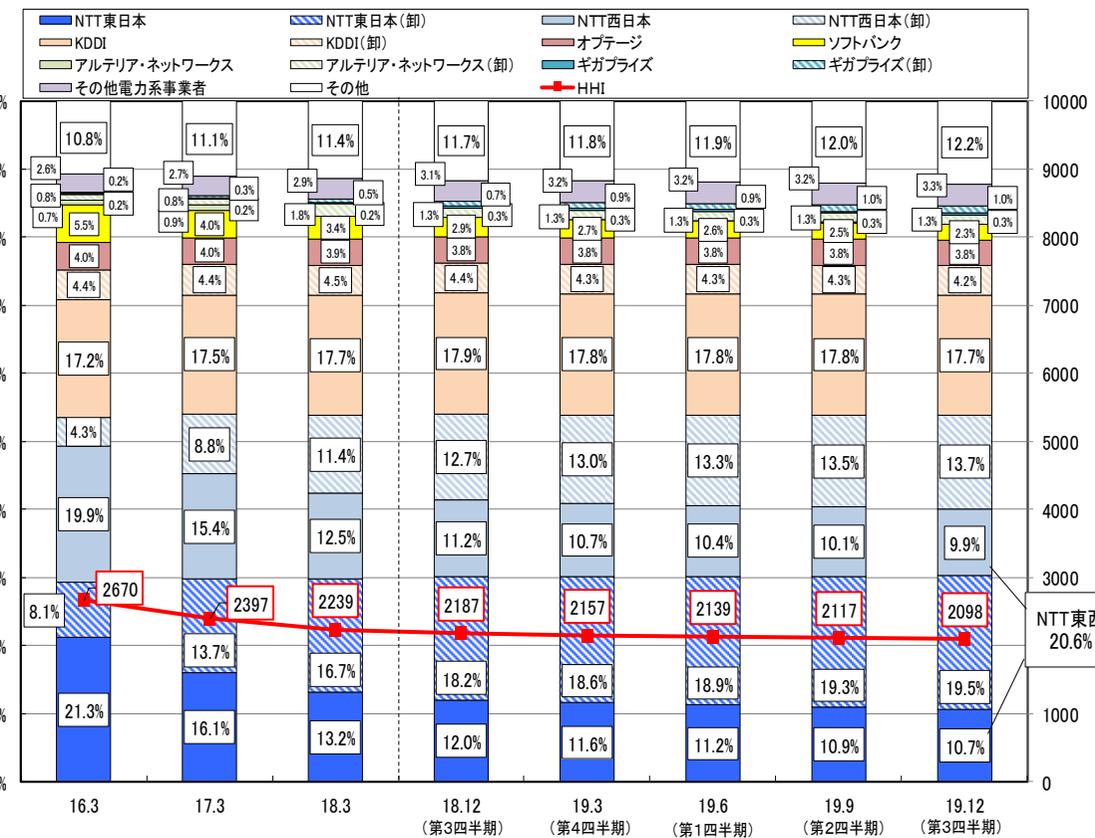
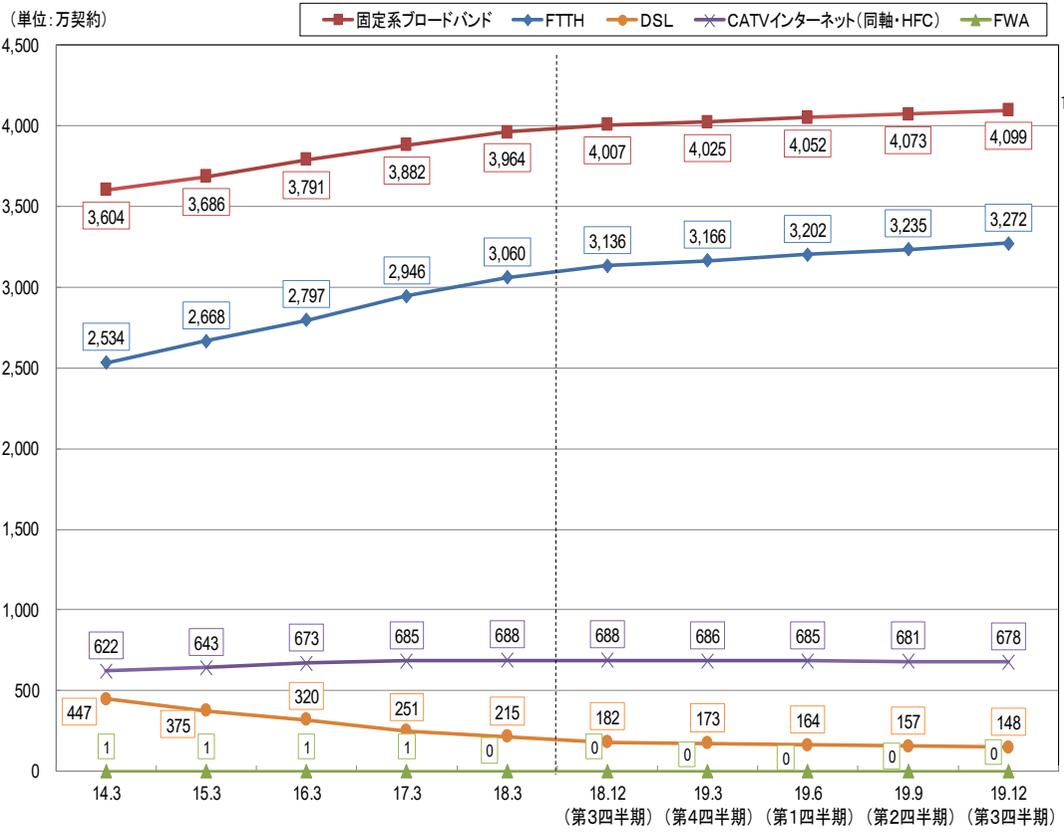
構成員限り

固定系ブロードバンド市場の契約数・事業者別シェア

- 2019年12月末における固定系ブロードバンド市場の契約数は**4,099万**(前期比+0.6%、前年同期比+2.3%)となっている。このうち、**FTTH契約数は3,272万**(前期比+1.2%、前年同期比+4.3%)であり、**固定系ブロードバンド契約数全体に占める割合は79.8%**(前期比+0.4ポイント、前年同期比+1.6ポイント)となっている。
- 事業者別シェアは、**NTT東西が20.6%**(前期比▲0.5ポイント、前年同期比▲2.6ポイント:卸電気通信役務の提供に係るものを含めると53.8%)、**KDDIが17.7%**(前期比▲0.1ポイント、前年同期比▲0.2ポイント:卸電気通信役務の提供に係るものを含めると21.9%)、**オプテージが3.8%**(前期比±0ポイント、前年同期比▲0.1ポイント)となっている。

【固定系ブロードバンドサービスの契約数の推移】

【固定系ブロードバンドサービスの契約数における事業者別シェアの推移】

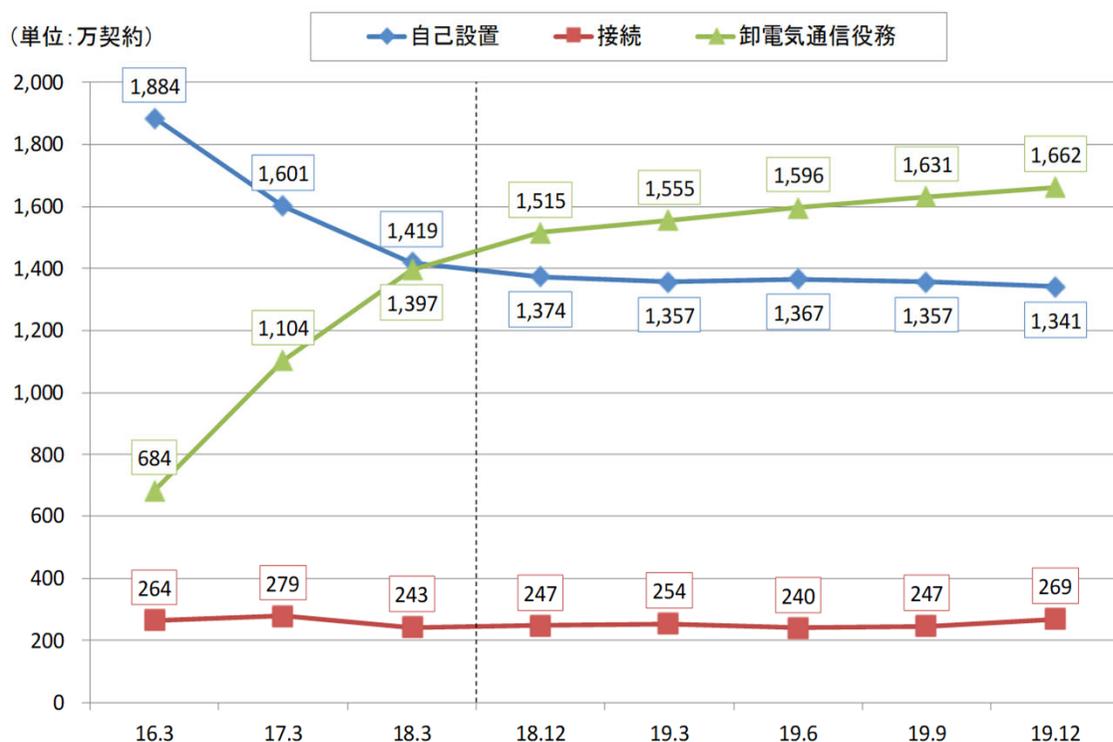


注1: 固定系ブロードバンド契約数の事業者別シェアはFTTH、DSL及びCATVインターネット(同軸・HFC)を対象としており、FWAを含んでいない。
 注2: 「KDDI」には、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTNet及びJ:COMグループが含まれる。
 注3: 「その他電力系事業者」には、北陸通信ネットワーク、STNet、エネルギア・コミュニケーションズ及びファミリーネット・ジャパンが含まれる。
 注4: 卸電気通信役務を利用してFTTHを提供する事業者のシェアを、当該卸電気通信役務を提供する事業者(その他に含まれる事業者は除く。)ごとに合算し、当該事業者名の後「(卸)」と付記して示している。

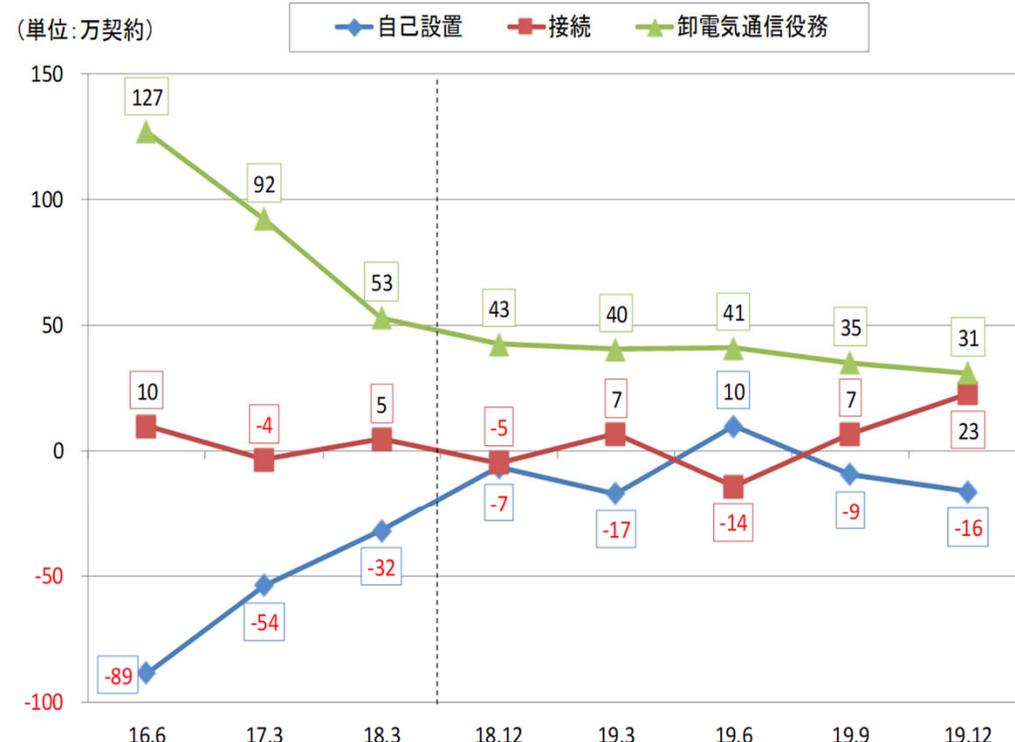
- 提供形態※別の契約数(2019年12月末)をみると、「自己設置」型が**1,341万**(前期比▲16万、前年同期比▲33万)、「接続」型が**269万**(前期比+23万、前年同期比+22万)、「卸電気通信役務」型が**1,662万**(前期比+31万、前年同期比+148万)となっている。

※「自己設置」:電気通信事業者が自ら設備を設置して、利用者にFTTHサービスを提供するもの。
 「接続」:電気通信事業者が接続料を支払って、他の電気通信事業者の加入光ファイバを利用し、利用者にFTTHサービスを提供するもの。
 「卸」:電気通信事業者が他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受け、利用者にFTTHサービスを提供するもの。

【FTTHの提供形態別の契約数の推移】



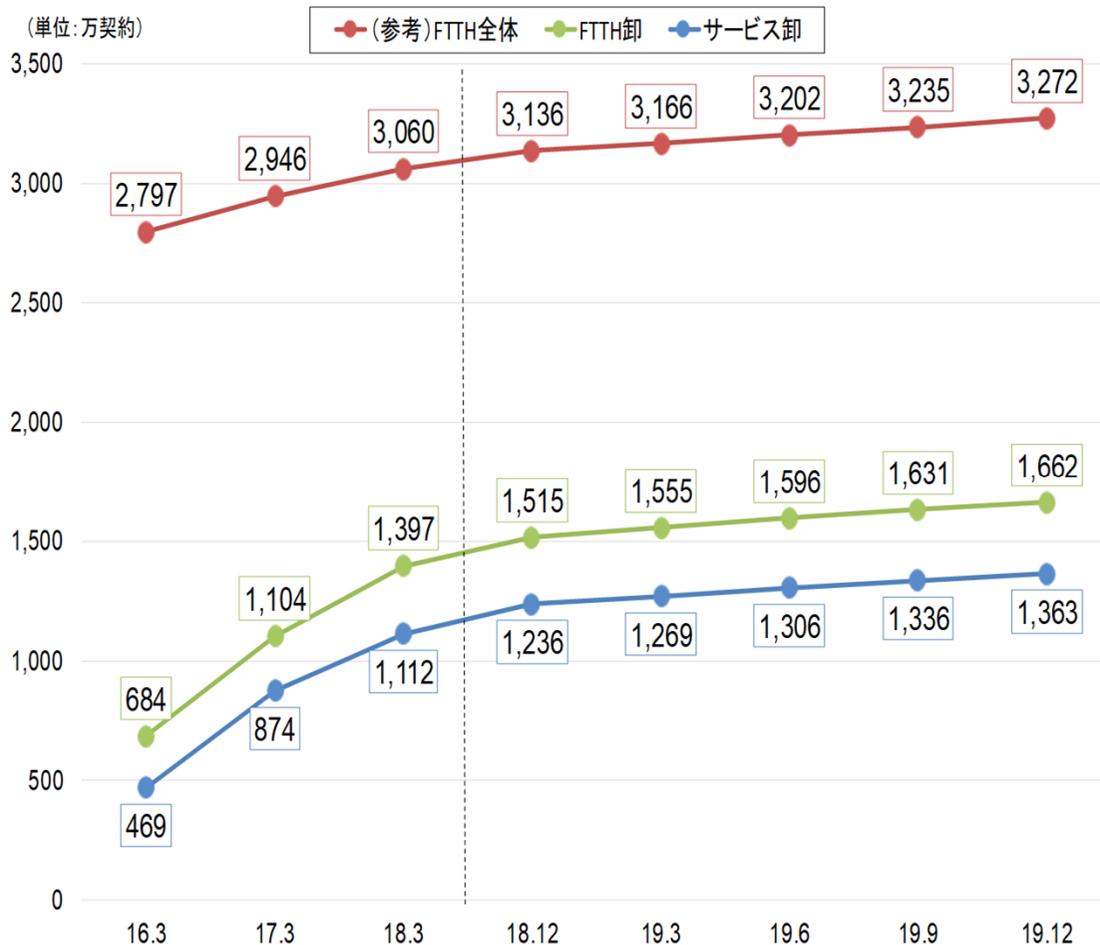
【FTTHの提供形態別の契約数の純増減数の推移】



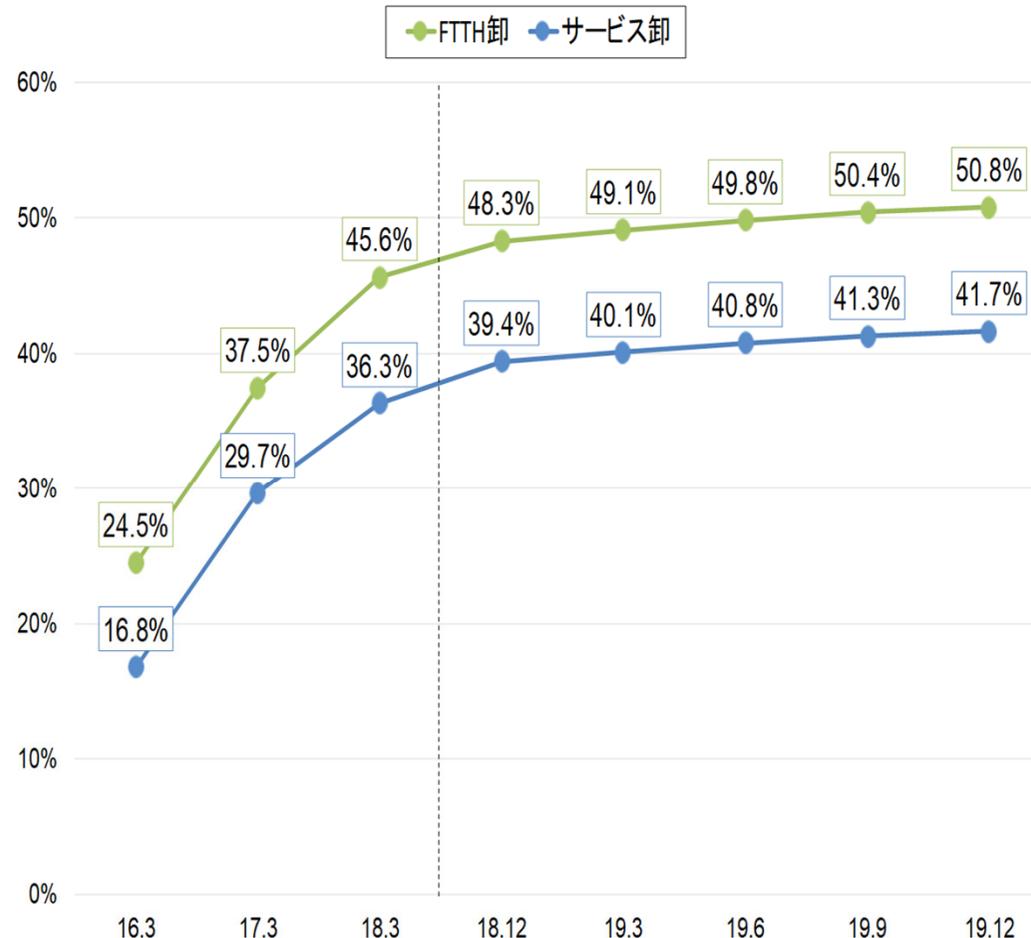
注:「卸電気通信役務」の契約数の一部については、「自己設置」、「接続」の契約数に含まれている。そのため、「FTTHの契約数」とは合計値が異なる。
 なお、「自己設置」及び「接続」の契約数の一部について当該重複の排除を行っており、2017年6月末以降においては重複排除可能な事業者が増加している。

- 2019年12月末時点におけるFTTHの契約数のうち卸電気通信役務を利用して提供される契約数は**1,662万**(前期比+31万、前年同期比+148万)、そのうちNTT東西のサービス卸を利用して提供される契約数は計**1,363万**(前期比+27万、前年同期比+127万)となっている。
- FTTHの契約数全体における卸契約数の割合は**50.8%**(前期比+0.4ポイント、前年同期比+2.5ポイント)、NTT東西のサービス卸の卸契約数の割合が**41.7%**(前期比+0.4ポイント、前年同期比+2.2ポイント)となっている。

【FTTHの卸契約数等の推移】

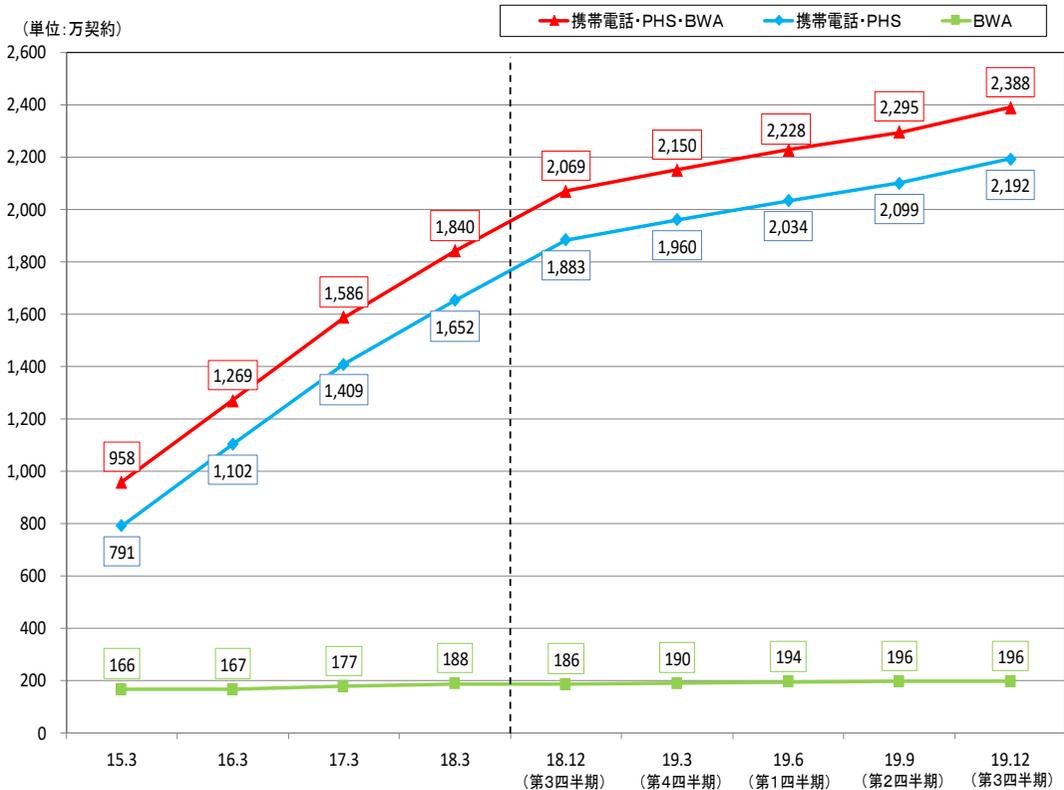


【FTTHの契約数における卸契約数の割合の推移】

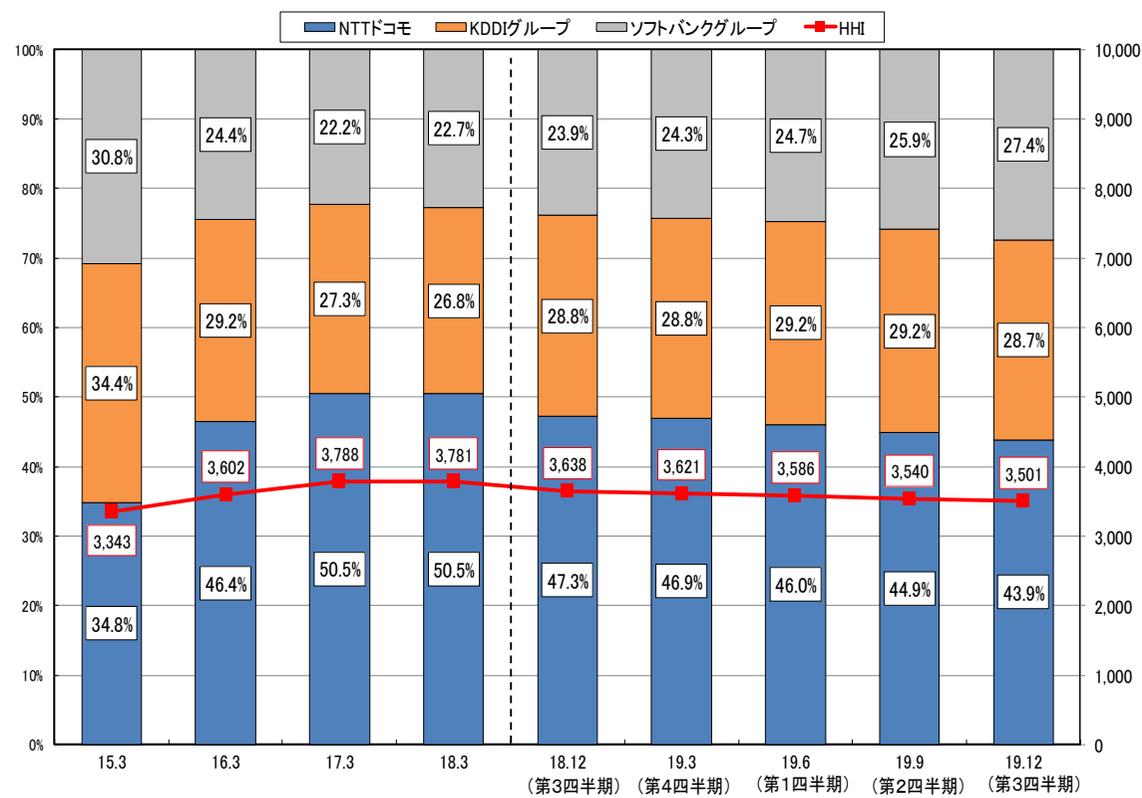


- 2019年12月末時点におけるMNOの卸契約数は**2,388万**(前期比+4.0%、前年同期比+15.5%)となっており、引き続き**増加傾向**にある。
- 2019年12月末時点におけるMNOの卸契約数における**事業者別シェア**は、**NTTドコモが43.9%**(前期比▲1.1ポイント、前年同期比▲3.5ポイント)、**KDDIグループが28.7%**(前期比▲0.5ポイント、前年同期比±0ポイント)、**ソフトバンクグループが27.4%**(前期比+1.5ポイント、前年同期比+3.5ポイント)となっている。

【MNOの卸契約数の推移】



【MNOの卸契約数における事業者別シェアの推移(グループ別)】



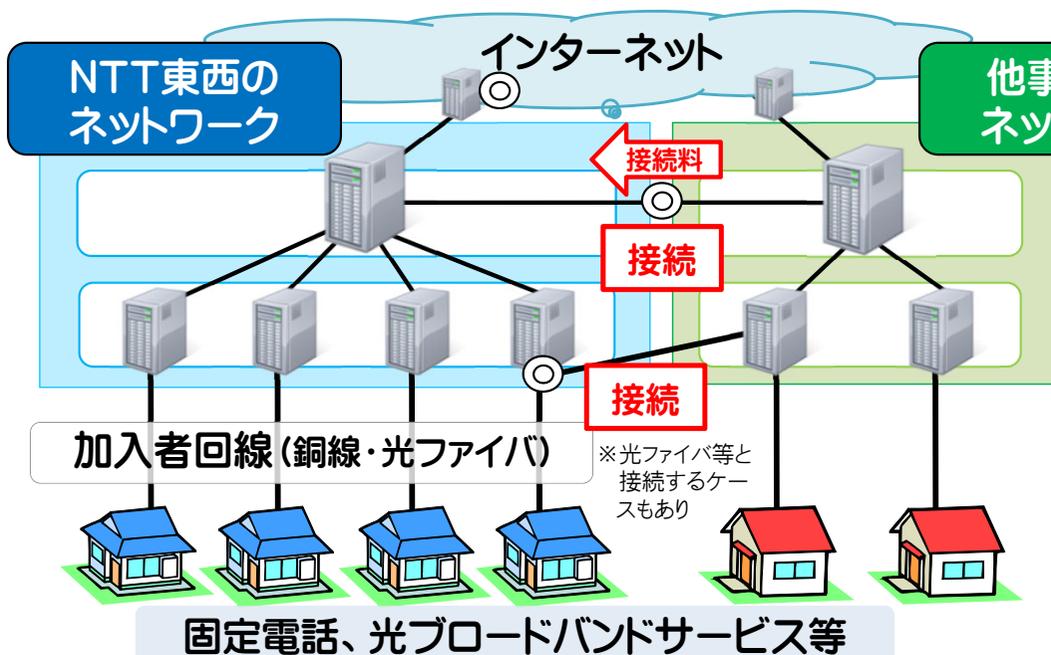
注: MNOからの報告を基に作成。MNOであるMVNOを除いた数値。

注1: MNOからの報告を基に作成。
 注2: 「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 注3: 「ソフトバンクグループ」には、ソフトバンク、ワイモバイル(15.3まで)及びWireless City Planningが含まれる。

1. 電気通信事業法全般
2. FTTH等の市場動向
-  3. 接続ルールに関する概要等
4. 光サービス卸に関する概要等
5. フレキシブルファイバに関する概要等
6. モバイル音声卸に関する概要等
7. 接続約款、光サービス卸契約、卸携帯電話サービス約款の比較
8. 指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の届出制度

- 固定通信では、加入者回線系の設備(光ファイバ等)を経由して通信することが不可欠。
- 移動通信では、高いシェアを占める事業者が、他の事業者に対し強い交渉力を保持。
- このため、電気通信事業法では、主要なネットワークを保有する特定の事業者に対して、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速性を担保するための規律(指定電気通信設備制度)等を課している。

固定系(第一種指定電気通信設備制度)



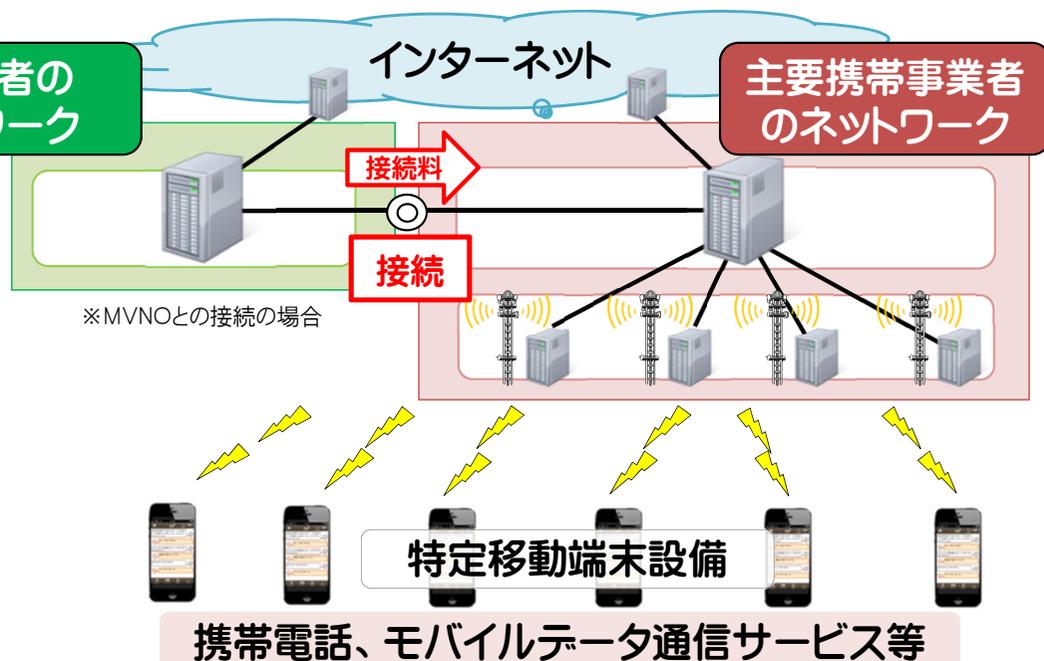
指定要件

都道府県ごとに**50%超**の加入者回線シェア
⇒ **NTT東日本、NTT西日本**

接続関連規制

接続約款(接続料・接続条件)の認可制
接続会計の整理義務
網機能提供計画の届出・公表義務

移動系(第二種指定電気通信設備制度)



指定要件

業務区域ごとの**10%超**の端末シェア
⇒ **NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンク、WCP、UQ**

接続関連規制

接続約款(接続料・接続条件)※の届出制
接続会計の整理義務

※ アンバンドル機能、接続料の算定方法等を省令で規定

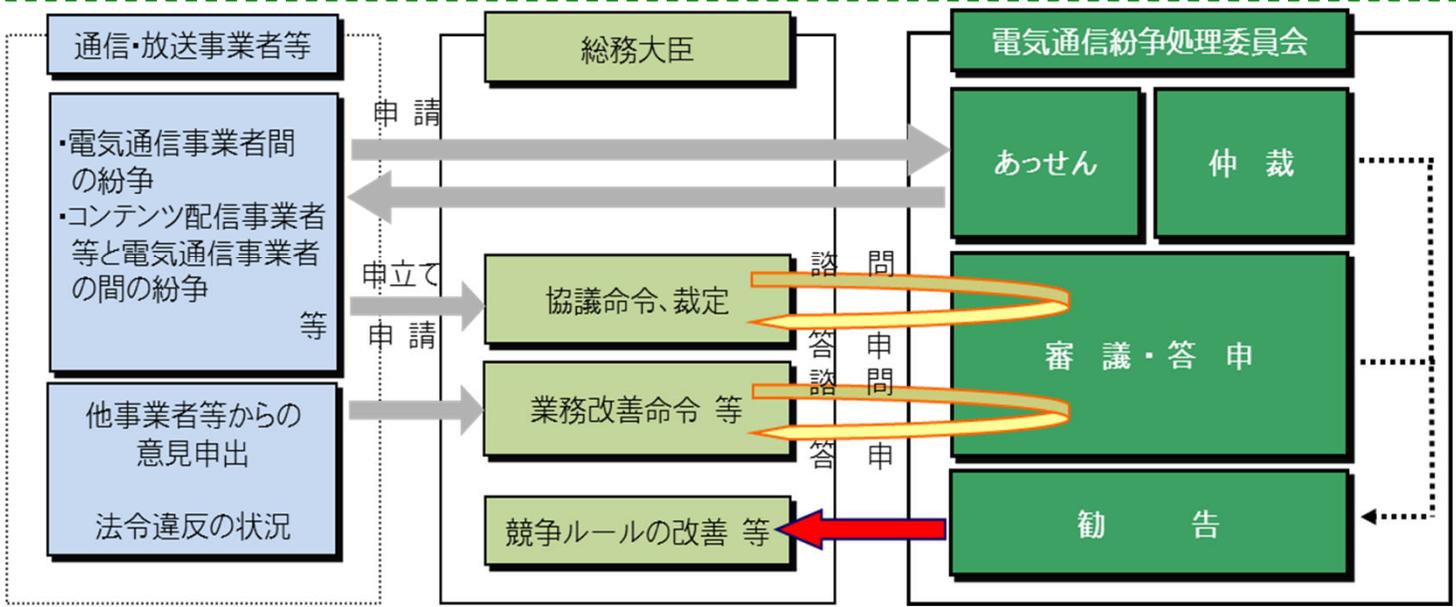
- 電気通信回線設備*を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者から電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、以下の拒否事由に当たる場合を除き、これに応じる義務を有する。(接続応諾義務、電気通信事業法第32条)

※・・・送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備。

拒否事由	①役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
	②電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき
	③接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき
	④接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき

- 全ての電気通信事業者は、以下の紛争処理の仕組みを活用することができる。

- あっせん・仲裁** ➤ 協定締結の協議が不調の場合に、一定要件のもと、申請により、電気通信紛争処理委員会が「あっせん」又は「仲裁」を実施。(あっせんは協議拒否の場合も可能)
- 接続協議命令** ➤ 協定締結の協議が拒否され又は協議が不調の場合に、申立てにより、一定要件のもと総務大臣が協議の開始又は再開を命令。
- 裁定** ➤ 協議不調の場合に、申請を受けて、総務大臣が裁定を行い、それにより協議が調ったものとみなす。 等



※ 裁定の規定は卸役務提供や設備共用についても適用
 ※ 卸役務提供や設備共用に関し接続協議命令に相当する規定もあり

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。 ※ 認可された接続料等を除く。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われない場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

(注) 卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。

接続料の認可基準
(電気通信事業法
第33条4項2号)

■ 接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額に照らし公正妥当なものであること。

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期+当年度上期の通信量を使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網(加入者交換機等)
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(光ファイバ) NGN
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(ドライカップ、ラインシェアリング) 中継光ファイバ回線 専用線、公衆電話 地域IP網、IP関連装置

接続料算定の原則
(接続料規則第14条第1項)

■ 接続料は、法定機能ごとに、当該接続料に係る収入(接続料×通信量等)が、当該接続料の原価及び利潤の合計額に一致するように定めなければならない。

$$\text{接続料} \times \text{通信量等} = \text{接続料原価}$$

$$\text{接続料} = \frac{\text{接続料原価 (接続料規則第8条第1項)}}{\text{通信量等 (需要) (接続料規則第14条第2項)}} = \frac{\text{第一種指定設備管理運営費 (設備コスト)} + \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用 (適正報酬額)} + \text{利益対応税} + \text{調整額}}{\text{法定機能ごとの通信量等の直近の実績値}^{(*)} \text{ (将来原価方式の場合: 将来の合理的な通信量等の予測値)}}$$

※ 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信量、距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。(接続料規則第14条第3項)

情通審答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」(平成19年3月30日)

- 少なくとも現時点において、NTT東西にOSUの共用化を義務付けるべきであると結論づけることは適当ではない。
- OSUの共用化による分岐端末回線単位の接続料設定の妥当性については、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討において、改めて検討することが適当。

情通審答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27日)

- 競争事業者間であっても、各社個別に芯線を利用するよりは、コストを低廉化させることが可能であることから、まずは、競争事業者間でのOSU共用の取組を積極的に進めることが適当。しかし、競争事業者間にとどまらず、NTT東西に対しOSU共用を義務付けることは、現時点では必要不可欠とまでは言えない。
- OSU専用は、「1芯当たりの接続料は固定」したままで接続料の低廉化を図るための工夫であるが、OSU専用を実現するよりも、加入光ファイバの1芯当たりの接続料そのものの低廉化を図ることが最も直接的・効果的な措置と考えられる。

情郵審第一次答申(平成23年3月29日)

- NTT東西においては、(東日本大震災で損壊した)通信インフラの復旧、基礎的な通信役務の確保等について連携し、可及的速やかにその対策を講じることが当面の優先課題と位置付けられる。
- 分岐単位接続料設定の適否については、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく引き続き検討を行う。

情郵審第二次答申(平成24年3月29日)

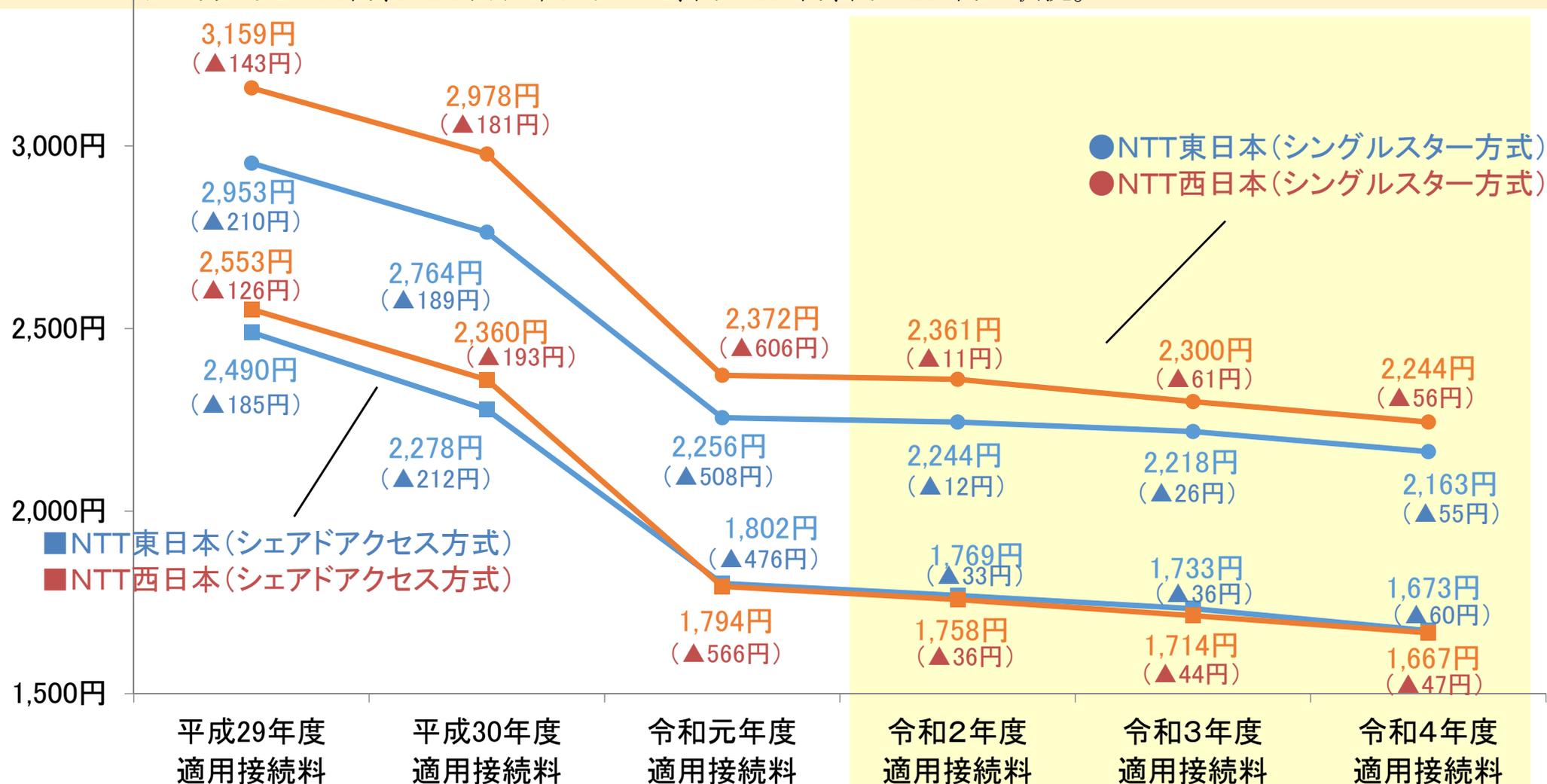
- 依然として様々な解決すべき課題がある「OSU共用」「OSU専用」といった方策を講じるのではなく、光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当。

情通審答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」(平成27年9月14日)

- 「接続」型の提供形態は、我が国のFTTH市場におけるサービスの多様性等を図る観点から、今後とも、多様な事業者により広く活用されることを期待すべき提供形態であり、接続料は利用しやすく、接続条件は円滑な接続の実現が図られるものであることが必要。
- 総務省において、先般成立した改正電気通信事業法の3年後の見直しと併せて、接続料の低廉化の状況、光配線区画に関する取組の状況、「サービス卸」も含むFTTH市場全体の競争の状況などを評価し、諸外国の事例も参考としつつ、改めて見直しの検討を行うことが適当。

令和2年度以降の加入光ファイバ接続料の概要

- 加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保する観点から、**令和2年度から令和4年度までの3年間について、年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式により算定**(平成28年度から令和元年度までの4年間の接続料についても将来原価方式により算定)。
- 光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)及び光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)に係る接続料は、**NTT東日本、西日本ともに令和2年度から4年度まで毎年度低減**。
- 令和元年度適用接続料と令和4年度適用接続料を比較した場合、NTT東日本において、シェアドアクセス方式で▲129円、シングルスター方式で▲93円、NTT西日本において、同▲127円、同▲128円の状況。



※ シェアドアクセス方式は加入光ファイバ(主端末回線)、FTM、局外スプリッタ、施設設置負担加算料の合計、シングルスター方式は加入光ファイバとFTM、施設設置負担加算料の合計。

- ✓ 電気通信事業法では、第一種指定電気通信設備との接続に関し、接続料・接続条件の公平性・透明性・接続の迅速性等を担保するため、接続約款、接続会計及び網機能提供計画の一般公表を義務付けている。
 - ✓ また、同様の観点から、少なくとも一種指定制度の創設時(平成9年～10年)より、接続約款の認可申請資料を一般の閲覧に供し、他事業者及び申請事業者の意見提出機会を確保するなど、議論自体の透明性向上にも取り組んできた。
 - ✓ しかしながら、現実には、接続に関する全ての情報が一般公表されているものではない。接続に関する情報は、開示の程度に応じ、次の3種類に分類される。(NTT東日本・西日本資料による)
 - (1) 事業者ごとに個別に開示している情報(個別開示)
 - (2) 全ての接続事業者(接続約款が適用されず個別のNDAを締結する事業者等を含む。)に共通して開示される情報(「共通開示」)
 - (3) 一般公表している情報
 - ✓ 接続関連法令では、接続約款・会計及び網機能提供計画のほか、情報開示告示※により、一定の情報の開示を義務付けているが、一般公表すべき範囲までは規定していない。
- ※ 平成13年総務省第395号(電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件)。指定設備約款に記載すべき接続手続(他事業者が接続請求等を行う場合の手続)の一部として必要な情報の開示を受ける手続があり、その具体的な開示情報の範囲・開示方法について定めるもの。
- ✓ 総務省から文書の要請等によっても、一定の情報の開示又は一般公表を求めてきているが、一般公表まで求める範囲や一般公表まで求めることの是非については、特段の明確な判断基準が存在しない。
 - ✓ 上記(1)～(3)の各種情報のうち個別開示及び共通開示の対象情報は、接続に係る事業者間の守秘義務(NDA)により、一般公表等が行われないことが担保されているが、NDAの在り方について直接規範を定める法令等の規定や要請等は、存在しない。
 - ✓ ただし、接続約款(第47条)においては、NDAとして、接続にあたり相互に知り得た当事者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を遵守し、目的外に使用しないこととする旨の定めが置かれている。同条の定めにおいては、①法令上必要とされる場合、②相手方の書面による同意を得た場合、③主務官庁より報告を要請された場合等は例外とされる。

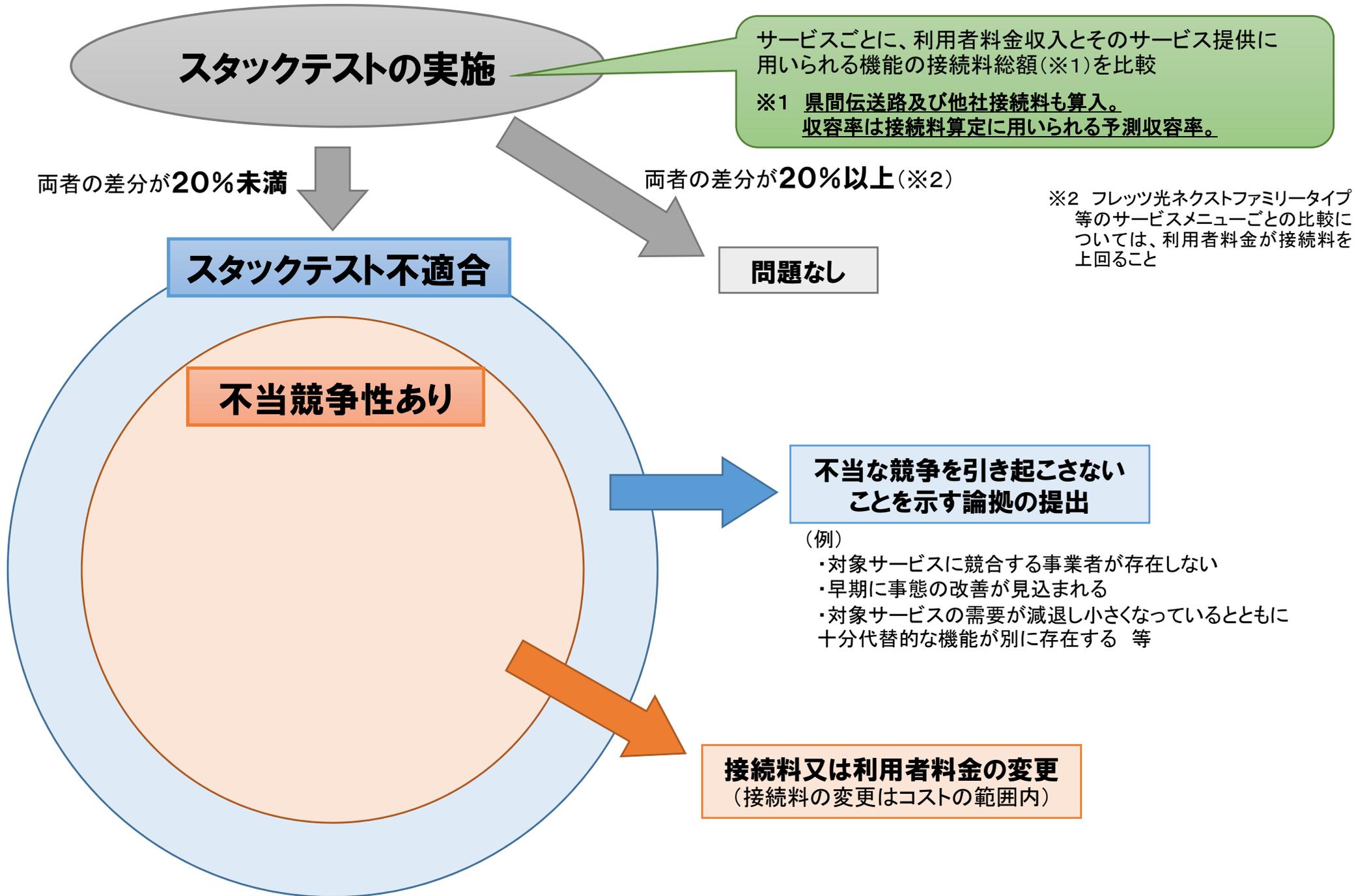
開示・公表対象の区分	具体的な事例	省令上の根拠の例	NDA
個別開示 ・事業者との協議等	・事業者間協議資料や協議議事録 ・事前調査回答 等	—	対象※
共通開示 ・情報WEBステーション （他事業者限定情報） ・接続約款に基づく情報照会 手続	・コロケーション及びDSL回線等に関する情報（収容局ビル住所、コロケーションの場所の空き情報等） ・光ファイバ設備に関する情報（加入者光ファイバ設備収容状況、中継光ファイバ提供可能区間等） ・PPPoE及びIPoE接続に関する情報（網終端装置・GWR設置ビル住所） 等	・事業法施行規則 ・情報開示告示	
一般公表 ・接続約款 ・相互接続ガイドブック ・情報WEBステーション （他事業者限定情報以外）	・約款各条項（接続条件等）、網使用料料金額、申込様式 ・接続料金等の算定根拠資料等 ・接続会計報告書 ・接続会計整理手順書 ・網機能提供計画情報 ・相互接続約款に基づく手順の解説 等	・事業法（第33条第2項） ・事業法施行規則 ・一種接続料規則（第4条） ・情報開示告示	対象外

※公知の情報や事前に当事者間で情報開示に関する同意があれば公表可能

1. 第一種指定電気通信設備との接続に関する情報は、接続料・接続条件の公平性・透明性・接続の迅速性等を担保するという電気通信事業法の趣旨に鑑み、できる限り広く共有されるべきことが重要である。
2. しかしながら、個別の協議において交換される個別の事業者のみに関係する非公表の情報など一般公表した場合には接続の当事者である各事業者の正当な利益を害するおそれがあると考えられる情報や、相互接続点の設置場所の具体的住所など公共の安全等に支障を及ぼすおそれがあると考えられる情報も存在するため、一律に全ての情報の一般公表や開示が行われることは適当ではなく、それぞれの情報の取扱方法は、まずは、その情報の性質及びそれを取り巻く状況（関係の法令・要請等を含む。）に照らして、その情報の取扱者により、適切に判断されることが重要である。
3. この点、多くの情報を取り扱うNTT東日本・西日本は、ホームページ等を用いて、NDAを締結している事業者向けの共通開示及び一部情報の一般公開を実施しているところ、これらの取組は法令や総務省の文書による要請に基づいて行われているものもあるが、自主的に行われているものもあり、その点は評価されると考えられる。
4. 一方で、このうち共通開示により開示された情報は、NDAを締結している事業者間では検討のため互いに共有することができるものの、ある事業者がNDAを締結しているかどうかは通常は当該事業者（及びNTT東日本・西日本）しか知り得ないことから、他事業者との共有が困難な場合もあると想定される。また、NDAを締結していない事業者における検討やオープンな場での政策検討においては、そうした情報を利用することができないという現状がある。
5. 例えば、多数のISP及び利用者に関係する接続条件である網終端装置の増設基準については、現状では共通開示によりNTT東日本・西日本から情報提供が行われており、それに加え総務省から本研究会資料等の形式で概要を一般公表している状態であるが、仮にこれらの情報が以前から一覧性のある形で一般公表されていれば、例えば、NDAの締結状況にかかわらず多様な事業者間で広く検討を行うことや、混雑の影響を受ける利用者など事業者以外からも指摘を受けることを通じて、課題がより早期に明らかとなり政策検討がより迅速に進んだものと考えられる。
6. 以上の考察に鑑みると、今後は、各事業者・団体の要望・意見等を踏まえつつ、少なくとも、多数の事業者に一律に適用される接続料・接続条件に関する情報であって政策検討のため広く共有する必要があると考えられるものは、公共の安全等に関する懸念がある場合を除き、一般公表する方向で対応が進められるべきである。
7. 今後は、こうした考え方に基づき適切な範囲の情報が一般公表されていくことを確保するため、一般公表すべき情報の範囲について関係事業者・団体の間で意見の相違があった場合や政策検討上の必要が生じて新たな情報を一般公表すべき事態に至った場合等における総務省の基本的対応方法について、総務省においてあらかじめ検討し明らかにしておくことも、1つの選択肢と考えられる。

接続料と利用者料金の関係の検証(スタックテスト)の流れ

「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」(平成30年2月26日策定、平成31年3月5日最終改定)



- 相対的に多数のシェアを占める者が有する「接続協議における強い交渉力」に着目し、接続料等の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から非対称規制として設けられた制度。
- 接続料算定の適正性向上の観点から、これまでに算定/検証の基本的枠組みが整備。

算定：「適正原価＋適正利潤を超えない額」、「接続料の算定方法」

検証：「算定根拠の総務大臣への提出」、「接続会計の整理・公表義務」

第一種指定電気通信設備制度(固定系)

第二種指定電気通信設備制度(移動系)

規制根拠

設備の不可欠性(ボトルネック性)

電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力

指定要件

都道府県ごとに
50%超のシェアを占める加入者回線を有すること
NTT東日本・西日本を指定(1998年)

業務区域ごとに
10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること
NTTドコモ(2002年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、
沖縄セルラー(2002年)、WCP(2019年)、UQ(2019年)を指定

接続関連
規制

- 接続約款(接続料・接続条件)の認可制
 - 接続会計の整理・公表義務
- (※)その他、網機能提供計画の届出・公表義務

- 接続約款(接続料・接続条件)の届出制
- 接続会計の整理・公表義務

算定/検証の仕組み

算定

検証

適正原価＋適正利潤を超えない額
(電気通信事業法第34条3項2号)

接続料の算定方法
(第二種指定電気通信設備接続料規則(2016年5月))

接続
料

算定根拠の総務大臣への提出
(電気通信事業法施行規則(2016年5月))

接続会計の整理・公表義務
(第二種指定電気通信設備接続会計規則(2011年3月))

- 二種指定制度における接続料は、法第34条第3項で「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」が上限とされ、具体的な算定方法は、二種接続料規則及び施行規則で規定。
- 接続料算定の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証。

アンバンドル機能

次の4つの機能について、接続料及び接続条件の設定が義務付けられている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

④SMS伝送交換機能

接続料の算定方法

- 法において、接続料は適正原価＋適正利潤を上限として設定する旨規定。
- 二種接続料規則において、原価、利潤及び需要の実績値に基づく「実績原価方式」による接続料算定方法について規定。

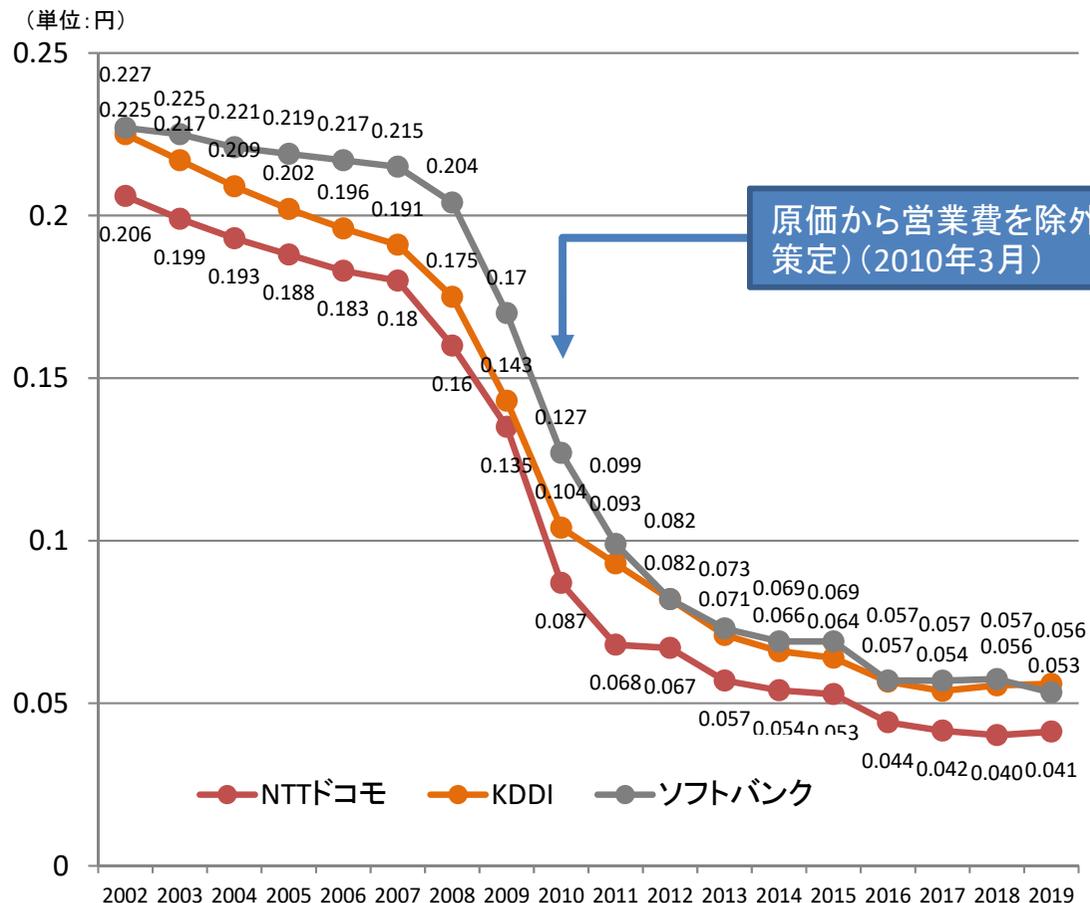
$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要}}$$

$$\text{適正な利潤} = \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税} \quad \text{等}$$

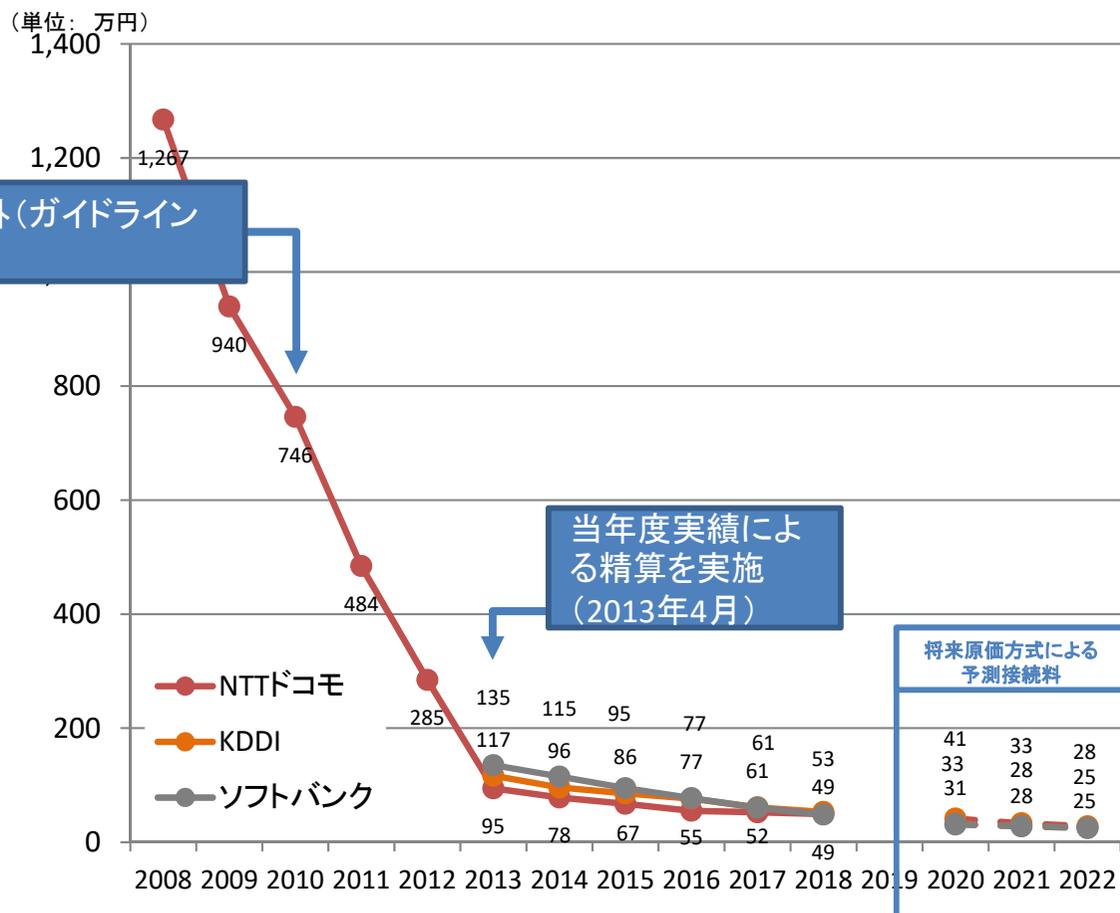
- 施行規則において、接続料算定の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定。

□ 接続料は、音声もデータもこれまで一貫して減少傾向。

音声接続料の推移(1秒当たり)



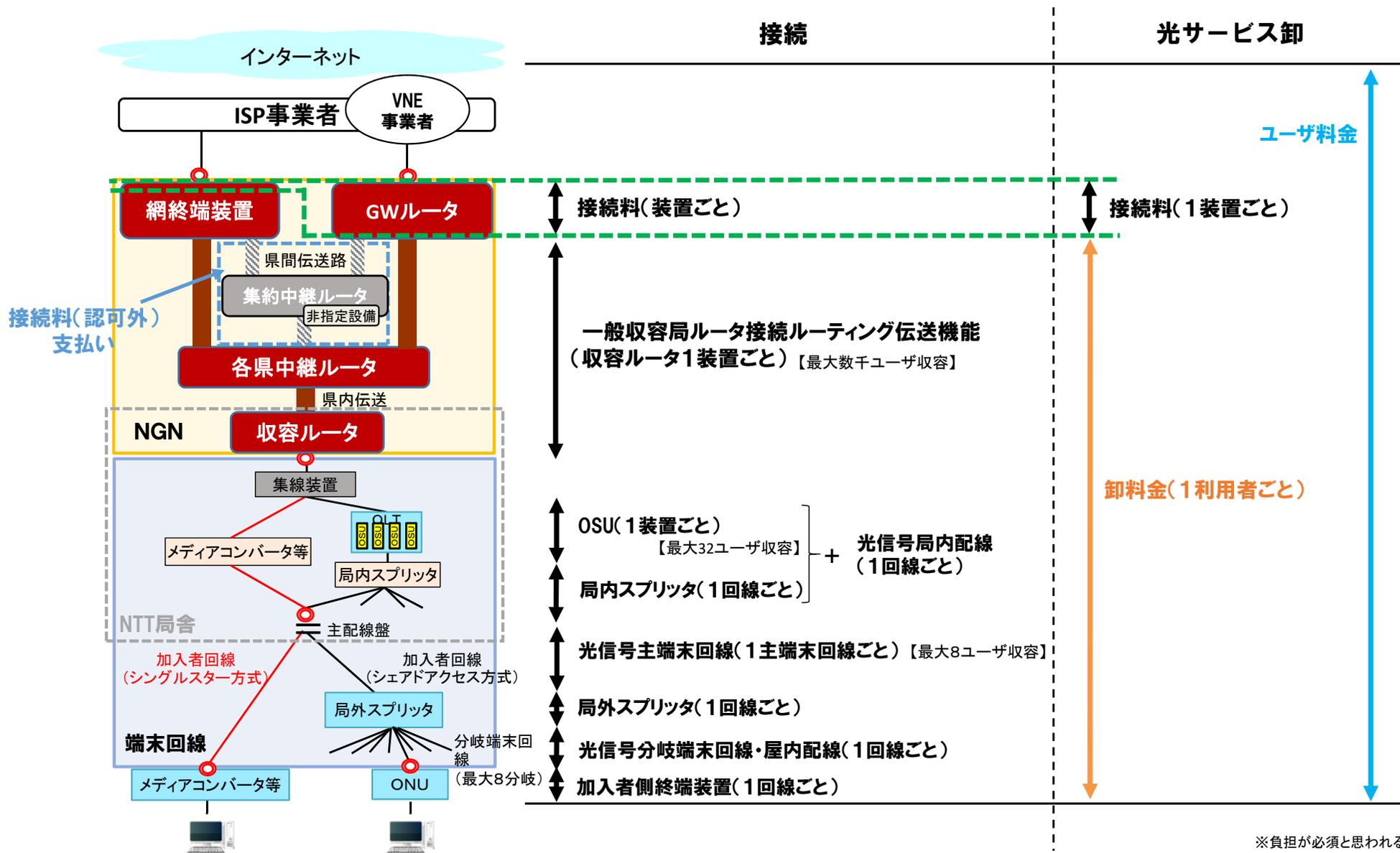
データ接続料(回線容量単位)の推移(10Mbps当たり・月額)



※1:各年度において最終的に適用される接続料を記載(将来原価方式による予測接続料を除く。当該接続料は当該年度における実績値に基づく接続料によって別途精算される。)
 ※2:2015年度の音声接続料及び2014年度のデータ接続料の値は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。
 ※3:音声接続料について、区域内外統一料金となっている。ただし、KDDIは2016年度まで、ソフトバンクは2015年度まで、区域内外に区分して算定しており、当該年度までの数値は、それぞれ区域内のものを使用している。
 ※4:KDDI及びSBの2020年度以降のデータ接続料は、それぞれのグループの全国BWA事業者(UQ及びWCP)と共同で算定したもの。

1. 電気通信事業法全般
2. FTTH等の市場動向
3. 接続ルールに関する概要等
-  4. 光サービス卸に関する概要等
5. フレキシブルファイバに関する概要等
6. モバイル音声卸に関する概要等
7. 接続約款、光サービス卸契約、卸携帯電話サービス卸約款の比較
8. 指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の届出制度

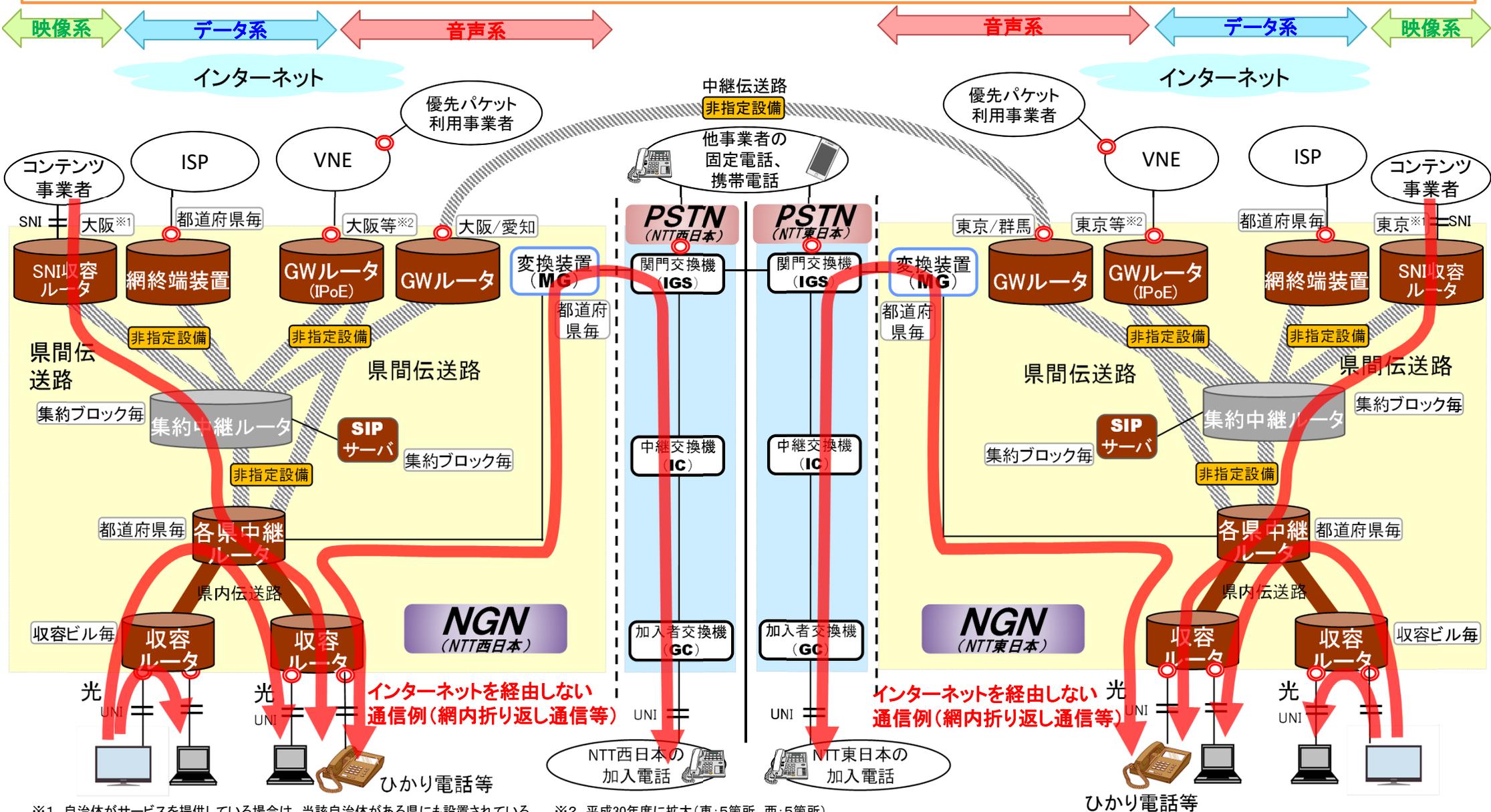
- 光サービス卸の料金設定単位は、利用者ごととなっている。
- 他方、FTTHアクセスサービスを接続で提供するために必要な各機能の接続料の単位は、各機能ごとに設定されているが、例えば、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能は、収容ルータ1装置ごと、シェアドアクセス方式の光信号主端末回線は、1主端末回線ごと(最大8ユーザ収容)に接続料が設定されており、必ずしも利用者ごととされている訳ではない。



※負担が必須と思われるものを中心に記載

NGNにおける網内折り返し通信等について

- NGNにおける網内折り返し通信とは、インターネットを経由せずにNGN網内でUNI-UNI間でのIP通信を可能とするもの。
- 送信先アドレスにより、収容ルータ又は中継ルータで折り返すこととなるため、接続事業者の設備を経由しない通信が可能。
- 網内折り返し通信以外にも、ひかり電話-加入電話間の通信等、接続事業者の設備（インターネット等）を経由しない通信が存在。



電気通信事業法に基づく事後届出

(平成28年5月21日施行。電気通信事業法第38条の2、第39条の2)

- NTT東日本・西日本が提供する光サービス卸を含む、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務について、事後届出を義務付け。届出に関して作成・取得した情報を総務大臣が整理・公表。

(光サービス卸に関する主な届出内容)

以下の者との契約について、卸電気通信役務の内容・料金等を届出

- ① NTT東日本・西日本の特定関係法人(5万回線以上の卸先事業者)
- ② 50万回線以上の卸先事業者
- ③ 移動通信事業者(MNO)

サービス卸ガイドライン※

(平成27年2月策定、令和元年5月最終改定)

※ 「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」

- サービス卸に関する電気通信事業法の適用関係を明確化し、同法上問題となり得るNTT東日本・西日本又は卸先事業者の行為を整理・類型化して例示するガイドライン。

(電気通信事業法上問題となり得る行為例)

- ・ 競争阻害的な料金の設定
 - 競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを下回る料金を設定すること。
 - 利用者に対する料金よりも高い料金を設定すること。
- ・ 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い
- ・ 卸先事業者からの競争阻害的な情報収集 (事業計画等の合理的理由のない聴取等)
- ・ 情報の目的外利用 (サービス卸の提供に関して知り得た卸先事業者の情報の目的外利用) 等

- NTT東西は総務省からの要請を受け本ガイドラインを踏まえた対応状況を毎年度報告(内容非公表)

【例：IP通信網サービスに係る提供条件等】

事項		主な提供料金(税別)等	
提供サービス		定額料金メニュー(平成27年2月から提供)	二段階定額料金メニュー(平成28年1月から提供)
提供料金	利用料金 (月額)		
	転用手続き費		
	工事費		
提供条件			
奨励金			

			1利用者当たりの 接続料水準(コスト)※1	卸料金(額面)	利用者料金水準※1
定額	戸建	NTT東日本			
		NTT西日本			
	集合	NTT東日本			
		NTT西日本			
二段階定額	戸建	NTT東日本			
		NTT西日本			

構成員限り

※1 「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」による検証の結果に関する令和元年6月24日付けNTT東日本・西日本報告に基づく数値。
 接続料水準は、令和元年度の適用接続料(申請中)及び当該接続料額の設定の前提である予測収容数を用いて算定されたもの。
 利用者料金水準は、原則割引を考慮して算定されたもの。
 定額・戸建の接続料水準は、フレッツ光ネクスト・ファミリータイプの提供を想定した場合の値。
 二段階定額・戸建の接続料水準は、フレッツ光ライト・ファミリータイプの提供を想定した場合の値。

光サービス卸の料金の値下げ又は適正性確保を求める意見①

事業者アンケートより抜粋(2019年3月実施)

構成員限り



光サービス卸の料金の値下げ又は適正性確保を求める意見②

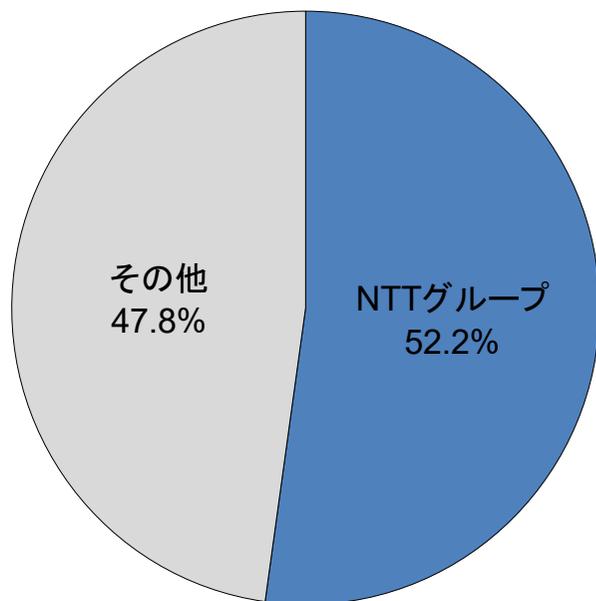
事業者アンケートより抜粋(2018年2月実施)

構成員限り



- NTT東西のサービス卸契約数全体(1,363万)における**NTTグループ**(NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ及びNTTぷらら)の**卸契約数(712万)の割合は52.2%**(前期比±0ポイント、前年同期比+0.3ポイント)。
- 事業者形態別では、**MNO**(NTTドコモ及びソフトバンク)の**卸契約数(995万)が72.7%**(前期比+0.1ポイント、前年同期比+0.8ポイント)、次いで**ISP**(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、ビッグロブ、ソニーネットワークコミュニケーションズ等)の**卸契約数(267万)が19.6%**(前期比▲0.5ポイント、前年同期比▲0.8ポイント)。**MNOの比率が継続的に高まっている。**

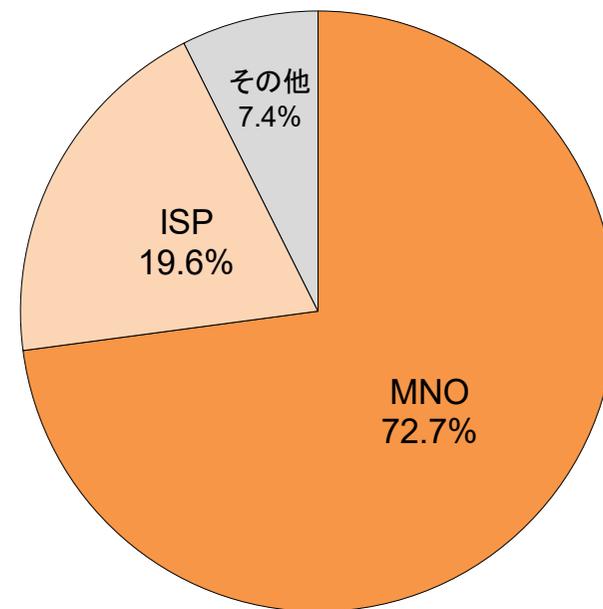
【NTTグループ】



(参考)NTTグループのシェアの推移

	2017.3	2018.3	2018.12	2019.3	2019.6	2019.9	2019.12
NTTグループ	48.6%	51.1%	51.9%	52.1%	52.3%	52.2%	52.2%

【事業者形態別】

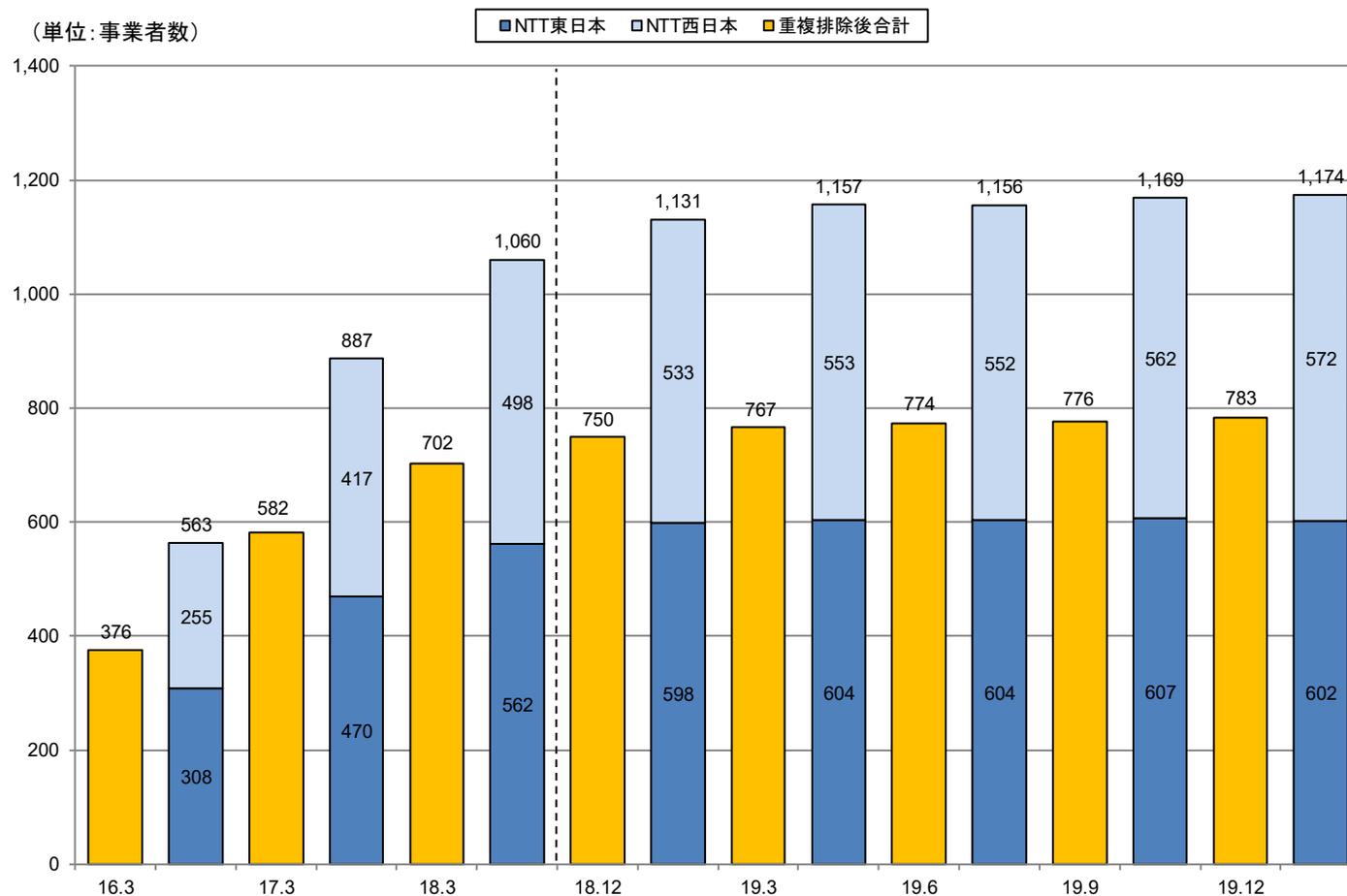


(参考)MNO/ISPのシェアの推移

	2017.3	2018.3	2018.12	2019.3	2019.6	2019.9	2019.12
MNO	68.2%	70.7%	71.9%	72.2%	72.4%	72.6%	72.7%
ISP	24.1%	21.9%	20.4%	19.9%	19.5%	20.1%	19.6%

注:「その他」に分類される事業者においても「NTTグループ」又は「ISP」に該当する事業者は存在する。

● 2019年12月末におけるNTT東西のサービス卸の卸先事業者数(再卸先事業者を除く。)は**783者**(前期比+7者、前年同期比+33者)となっており、**増加ペースは穏やかになりつつある。**



【事業者の分類】

- MNO : 2者(前期比±0者)
- CATV事業者 : 78者(前期比±0者)
- ISP・MVNO事業者 : 558者(前期比+9者)
- その他事業者 : 145者(前期比▲2者)

光サービス卸の卸料金、接続料相当額及び小売料金の比較及び推移 (2015年度卸料金を基準値100とした場合(NTT東日本))

戸建：①光サービス卸の卸料金、②接続料相当額(フレッツ 光ネクスト ファミリータイプの分岐端末回線及びNGNも含めた場合の1ユーザ当たりのコスト)及び③小売料金(フレッツ 光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ)の推移
集合：①光サービス卸の卸料金、②接続料相当額(NGNも含めた場合の1ユーザ当たりのコスト)及び③小売料金(フレッツ 光ネクスト マンション・ギガラインタイプ)の推移

構成員限り

注1: 全て税抜の金額で算定。

注2: 小売料金は、にねん割を適用。また、集合住宅向けはプラン1(8契約以上見込める場合)の料金。

注3: 「接続料相当額」について、2017年度と2018年度においては、一部算定方法の見直しを実施し、2020年度は申請料金を基に算定。また、集合住宅向けについては、フレッツ 光ネクスト及びフレッツ 光ライトのマンションタイプにおけるプランごとのNGNも含めた場合の1ユーザ当たりのコストについて、各プランのユーザ構成比で加重平均した値を使用。

光サービス卸の卸料金、接続料相当額及び小売料金の比較及び推移 (2015年度卸料金を基準値100とした場合(NTT西日本))

戸建: ①光サービス卸の卸料金、②接続料相当額(フレッツ 光ネクスト ファミリータイプの分岐端末回線及びNGNも含めた場合の1ユーザ当たりのコスト)及び③小売料金(フレッツ 光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ 隼)の推移
集合: ①光サービス卸の卸料金、②接続料相当額(NGNも含めた場合の1ユーザ当たりのコスト)及び③小売料金(フレッツ 光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ 隼)の推移

構成員限り

注1: 全て税抜の金額で算定。

注2: 小売料金は、はじめ割(1・2年目)を適用(2018.4まではもつと²割を適用)。また、集合住宅向けはプラン1(8契約以上見込める場合)の料金。

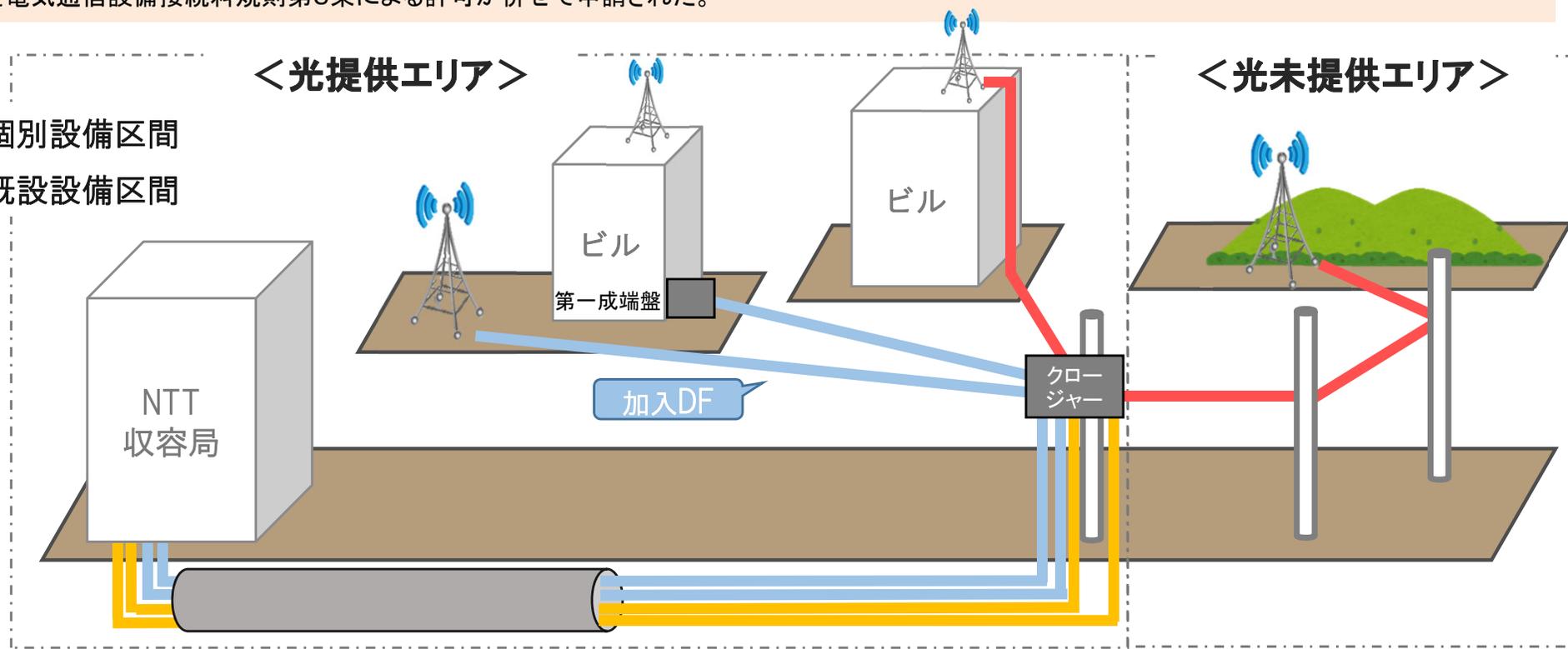
注3: 「接続料相当額」について、2017年度と2018年度においては、一部算定方法の見直しを実施し、2020年度は申請料金を基に算定。また、集合住宅向けについては、フレッツ 光ネクスト及びフレッツ 光ライトのマンションタイプにおけるプランごとのNGNも含めた場合の1ユーザ当たりのコストについて、各プランのユーザ構成比で加重平均した値を使用。

1. 電気通信事業法全般
2. FTTH等の市場動向
3. 接続ルールに関する概要等
4. 光サービス卸に関する概要等
-  5. フレキシブルファイバに関する概要等
6. モバイル音声卸に関する概要等
7. 接続約款、光サービス卸契約、卸携帯電話サービス約款の比較
8. 指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の届出制度

- フレキシブルファイバは、携帯電話事業者等に対し、既存設備が存在しないエリア(光未提供エリア)等※1において、個別設備を設置し、既存設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス。提供形態は、これまで、卸電気通信役務のみであり、相互接続では実施されていない。
- 令和元年度接続料の認可に際し、NTT東日本・西日本から、フレキシブルファイバは卸電気通信役務による提供を前提にその提供条件を定めていることから相互接続による提供は困難であるとし、フレキシブルファイバに係る費用を接続料原価から除くとともにフレキシブルファイバを接続機能の対象外とする内容の再申請※2が行われ、これが認められた。

※1 光提供エリア内のビルの屋上等に設置する場合を含む。
 ※2 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条による許可が併せて申請された。

卸サービスとして一体として提供



提供料金(2019年度)	既設設備区間	個別設備区間(新設区間)	構成員限り
初期費用			
月額料金			

※1 加入光ファイバ(シングルスター方式)の2020年度の接続料は、NTT東日本:2,244円、NTT西日本:2,361円。

※2 報酬額等を含む。

(参考)フレキシブルファイバに関する実態把握の強化

- 情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申(令和元年12月17日)において、「フレキシブルファイバについては、適切な実態把握を行い、それを踏まえ総務省において必要なルールの検討を進めていくことが適当」(考え方4-2-3)とされたことを踏まえ、フレキシブルファイバの提供内容等の実態を報告することを要請。

令和元年12月23日付け総基料第216号「フレキシブルファイバの実態把握について(要請)」(抜粋)

情報通信審議会「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申」(令和元年12月17日答申)において、「フレキシブルファイバ等をはじめ卸役務を通じた提供の拡大が想定されることから、実態を適切に把握し、公正競争上の影響を検証した上で、必要に応じ、制度的措置を検討することが適当である。」とされたことを踏まえ、下記のとおり令和2年1月9日(木)までに報告することを要請する。報告に当たっては、卸電気通信役務によりフレキシブルファイバの提供を受ける電気通信事業者(以下「卸先事業者」という。)との契約書その他の書面の写しを併せて提出すること。

なお、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第3条ただし書の規定に基づく許可申請があった場合には、上記の報告内容を踏まえ、審査を行うことを申し添える。

記

1 フレキシブルファイバの提供内容

次の(1)から(9)までの事項について報告すること。卸先事業者への役務提供開始時から変更がある事項については、変更の時期及び内容を併せて報告すること。

- (1)卸先事業者に提供する具体的な役務の内容
- (2)卸先事業者への役務の提供条件
- (3)卸先事業者への役務の提供料金(初期費用、月額料金等)及び接続料相当額
- (4)電気通信設備の設置の工事に関する費用及びその負担方法
- (5)貴社及び卸先事業者の責任に関する事項(利用者に対して負うべき責任を含む。)

- (6)卸先事業者による設備使用の態様に関する制限
- (7)重要通信の取扱方法
- (8)卸先事業者への円滑な役務提供に必要な技術的事項
- (9)卸先事業者に一体的に提供するその他の電気通信役務の状況

2 フレキシブルファイバの提供状況

次の(1)から(6)までの事項について報告すること。(3)から(5)までについて、卸先事業者への役務提供開始時から変更がある場合には、変更の時期及び内容を併せて報告すること。

- (1)各年度末時点における都道府県ごとの提供回線数
- (2)各年度末時点における卸先事業者ごとの提供回線数
- (3)卸先事業者に支払う金銭等(金銭その他の財産をいう。)
- (4)特定の卸先事業者に対して不当に優先的な取扱い、不当に不利な取扱い等を行わないための取組
- (5)その他卸先事業者との間で取り決めている事項
- (6)5Gの進展等を踏まえた将来の提供回線数等の想定

(留意事項)

報告内容について、総務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の趣旨を踏まえ、貴社等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのないようにすることを前提に、審議会等に報告することがあり得る。

フレキシブルファイバの実態把握に関する概要

赤枠内は構成員限り

- 2019年3月末時点におけるフレキシブルファイバの提供回線数は 。
- フレキシブルファイバの回線数における卸先事業者別の割合は、 。

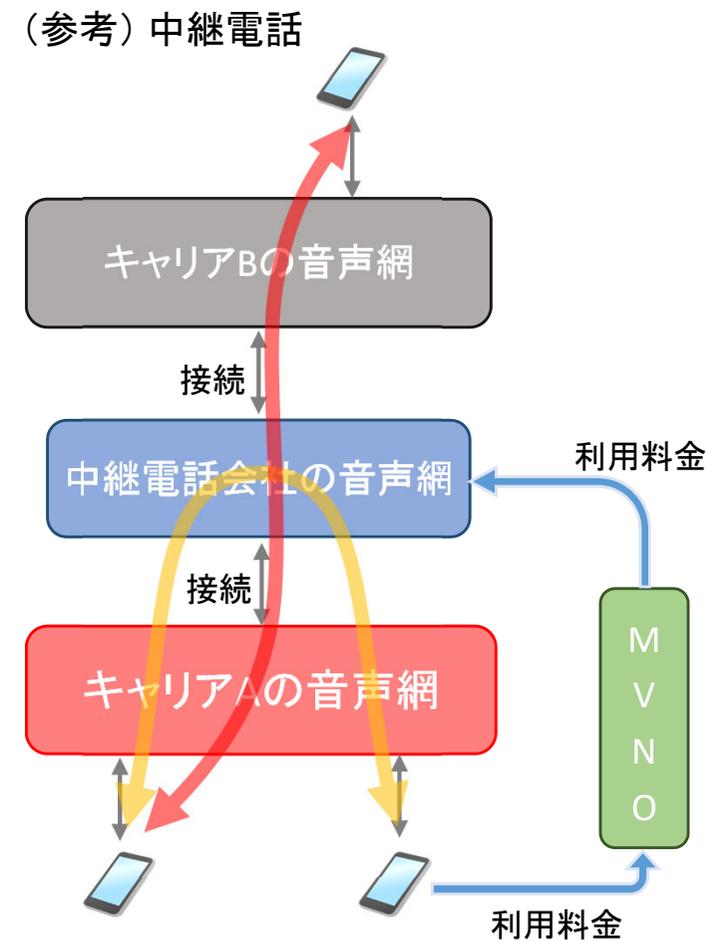
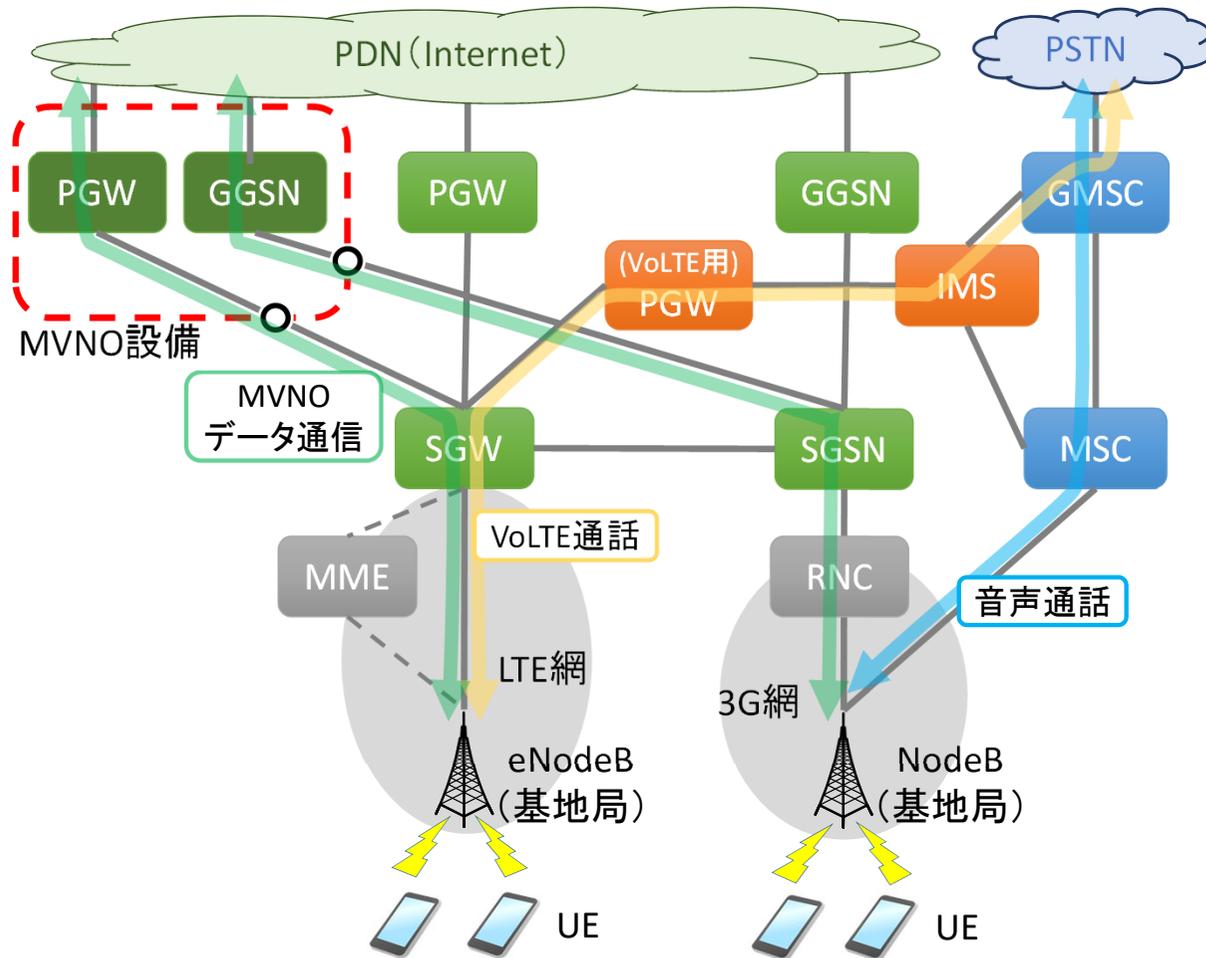
【フレキシブルファイバの提供回線数の推移】

【フレキシブルファイバの回線数における卸先事業者別の割合の推移】

1. 電気通信事業法全般
2. FTTH等の市場動向
3. 接続ルールに関する概要等
4. 光サービス卸に関する概要等
5. フレキシブルファイバに関する概要等
-  6. モバイル音声卸に関する概要等
7. 接続約款、光サービス卸契約、卸携帯電話サービス約款の比較
8. 指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の届出制度

○ 3G網による音声通話及びLTE網によるVoLTE通話において、原則として、音声データはMVNO設備を経由せず、現在、MNOからMVNOへは卸役務のみが提供されている。

* MVNOにおいては、中継電話会社によるMNOへの接続を利用した中継電話サービスが展開されている。ただし、中継電話サービスには、「利用にあたり音声通話に係る卸役務契約が必要である」、「専用アプリを用いる必要がある」、「緊急通報やフリーダイヤルが使えない」といった面がある。



- 現在、MVNOは、音声役務の提供にあたり、卸契約によりMNOから回線を調達している。
- 音声卸料金は、基本料と、通話時間あたり課金の従量制の料金から構成されており、MNO各社は、その設定方法について、利用者料金から割り引いて設定する「リテールマイナス」方式により設定しているとしている。
- 例えば、NTTドコモは、基本料1,486円、通話料20円／30秒の利用者料金をベースとして、基本料666円、通話料14円／30秒の音声卸料金(※定期利用契約、2001回線以上契約の場合)を2011年に設定している。その後、接続料の低廉化や利用者料金の多様化が進んでいるが、音声卸料金の見直しは行われていない。

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
2011年	12月 音声卸料金設定		
2014年	6月 「定額制」利用者料金設定 「カケホーダイ」 ・ 2,700円/月で通話無料	4月 音声卸料金設定 8月 「定額制」利用者料金設定 「カケホ」 ・ 2,700円/月で通話無料	7月 「定額制」利用者料金設定 「スマ放題」 ・ 2,700円/月で通話無料
2015年	9月 「準定額制」利用者料金設定 「カケホーダイライト」 ・ 1,700円/月で5分以内の通話無料 ・ 5分超は20円/30秒	9月 「準定額制」利用者料金設定 「スーパーカケホ」 ・ 1,700円/月で5分以内の通話無料 ・ 5分超は20円/30秒	9月 「準定額制」利用者料金設定 「スマ放題ライト」 ・ 1,700円/月で5分以内の通話無料 ・ 5分超は20円/30秒 10月 音声卸料金設定
2018年			9月 「定額制・準定額制」利用者料金オプション設定 音声基本料1,200円に加え、以下のオプションが選択可。 「定額オプション」 ・ +1,500円/月でかけ放題 「準定額オプション」 ・ +500円/月で5分以内の通話無料 ・ 5分超は20円/30秒
2019年	6月 「定額制・準定額制」利用者料金オプション設定 「かけ放題オプション」 ・ +1,700円/月でかけ放題 「5分通話無料オプション」 ・ +700円/月で5分以内の通話無料 ・ 5分超は20円/30秒	6月 「定額制・準定額制」利用者料金オプション設定 「通話定額」 ・ +1,700円/月でかけ放題 「通話定額ライト」 ・ +700円/月で5分以内の通話無料 ・ 5分超は20円/30秒	9月 利用者料金(基本料)変更 音声基本料980円に加え、以下のオプションが選択可。 「定額オプション」 ・ +1,500円/月でかけ放題 「準定額オプション」 ・ +500円/月で5分以内の通話無料 ・ 5分超は20円/30秒

※ 各社の利用者料金は、2年契約適用に係る金額を記載。

(モバイル市場の競争環境に関する研究会 中間報告書を参考に作成)

1. 電気通信事業法全般
2. FTTH等の市場動向
3. 接続ルールに関する概要等
4. 光サービス卸に関する概要等
5. フレキシブルファイバに関する概要等
6. モバイル音声卸に関する概要等
-  7. 接続約款、光サービス卸契約、卸携帯電話サービス約款の比較
8. 指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の届出制度

	項目
①	契約の申込手続き等について
②	守秘義務について
③	契約の変更・解除について
④	卸提供事業者による情報提出要求・監査等について
⑤	紛争の解決について
⑥	卸提供事業者による情報の提供について

以下、次のとおり表記する。

- ・電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款(NTT東日本・西日本) ...**接続約款**
- ・光コラボレーションモデルに関する契約(NTT東日本・西日本) ※1...**光サービス卸契約**
- ・卸携帯電話サービス契約約款(NTTドコモ) ※2...**卸携帯電話サービス約款**

※1 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第38条の2の規定に基づく第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供に係る届出を整理したもの。

※2 卸Xi契約に係る部分を抜粋。

	接続約款	卸携帯電話サービス約款
申込可能な役務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東日本・西日本は、<u>接続により別表に掲げる接続機能を提供すること。</u> ・ NTT東日本・西日本は、契約者に対し電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款、音声利用IP通信網サービス契約約款又は特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款により提供している付加機能のうち、別表1の1-2(付加機能接続機能)に掲げる機能に接続する機能を提供すること。 <p>(第10条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>卸Xi契約には、次の種別があること。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第1種卸Xi契約 (2) 第2種卸Xi契約 (3) 第3種卸Xi契約 ・ 卸Xi契約者は、卸Xi契約の種別の変更に関する請求をすることができないこと。 <p>(第16条)</p>
事前調査申込み	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>接続申込者が接続を申込み場合は、NTT東日本・西日本は、その接続の可否、接続可能時期、NTT東日本・西日本の指定電気通信設備の設置又は改修の要否及び概算費用等の検討(事前調査)を行うこと。</u> ・ 事前調査申込書がNTT東日本・西日本に到着した日をもって事前調査の申込みの受け付けとすること。 ・ NTT東日本・西日本は、事前調査申込みの到達した日から1ヶ月の期間(祝日・年末年始を除く)を経過する日までに接続の可否を通知すること。 ・ NTT東日本・西日本の指定電気通信設備の設置又は改修が必要な場合、NTT東日本・西日本は、事前調査申込みの到達した日から4ヶ月(当該期間中に祝日がある場合は、その日数を加えた期間)の期間が経過する日までにNTT東日本・西日本の指定電気通信設備の設置又は改修するために必要となる概算額等を通知すること。 <p>(第11条～第13条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTドコモは、卸提供申込者等が卸役務の提供等を申込み場合、<u>事前調査を行うこと。</u> ・ NTTドコモは、事前調査申込書に必要な事項が記載されていることを確認した時をもって、事前調査の申込みの受付とすること。 ・ NTTドコモは、事前調査申込みの受付後1ヶ月以内に、承諾の可否及び費用負担の有無を通知すること。 ・ 網改造の必要がある場合、事前調査申込みの受付後4ヶ月以内に網改造の概算額等を通知すること。 <p>(第17条～19条)</p>
手続締結の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接続申込者は、事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に接続申込を行うこと。 ・ NTT東日本・西日本は、<u>接続申込みの書面の受け付けをもって接続申込みの受け付けとすること。</u> <p>(第21条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸提供申込者は、事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に契約申込を行うものとし、<u>NTTドコモがその書面に必要事項が記載されていることを確認したときをもって契約申込みの受付とすること。</u> <p>(第20条)</p>

※ NTT東日本・西日本の卸電気通信役務に関して、申込み手続等を定め公表したものはない。

① 契約の申込手続き等について(2)

	接続約款	卸携帯電話サービス約款
契約申込みの承諾	<p>・NTT東日本・西日本は、次の場合を除き接続申込みを承諾すること。</p> <p>(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき</p> <p>(2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき</p> <p>(3) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき</p> <p>(4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき</p> <p>・承諾しないときは、書面によりその理由を通知すること。 (第22条)</p>	<p>・NTTドコモは、契約申込みがあったときは、次の場合を除き承諾すること。</p> <p>(1) 卸役務の提供により、事業運営上支障が生じるなどNTTドコモの信用又は利益を損なうおそれがあるとき</p> <p>(2) 当社又は第三者の知的財産権、所有権、その他法令により保障された権利を害するおそれがあると判断したとき</p> <p>(3) 信頼関係を著しく損なう行為があったとき又は卸提供申込者等が反社会的勢力に該当する等当社が不相当と判断したとき</p> <p>(4) 卸提供申込者が負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき</p> <p>(5) 技術的又は経済的に著しく困難であるとき</p> <p>(6) 第50条(守秘義務)等の規定のいずれかに違反するおそれがあるとき</p> <p>(7) 利用者の利益を損なうおそれがあると当社が判断したとき</p> <p>・契約申込みを承諾しないときは、書面によりその理由を通知すること。 (第22条)</p>

※ NTT東日本・西日本の卸電気通信役務に関して、申込み手続等を定め、公表したものはない。

	接続約款	光サービス卸契約	卸携帯電話サービス約款
守秘義務の対象となる情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東日本・西日本及び協定事業者は、<u>接続にあたり相互に知り得たNTT東日本・西日本又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこと。</u> (第47条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸先電気通信事業者及びNTT東日本・西日本は、<u>本契約に関連して相手方から機密※である旨明示され開示される相手方の営業上・技術上の機密を、相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約の履行の目的以外に使用してはならないものとする</u>こと。 <p>※本契約が存在すること、及び本契約で定める提供条件等を含む。また、口頭により開示された情報については、開示の際に機密である旨告知し、かつ当該開示から速やかに機密である旨及びその要旨が書面で通告された情報。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTドコモ及び卸提供申込者等は、<u>事前調査の申込み以降相互に知り得たNTTドコモ又は卸提供申込者等の技術上、経営上及びその他一般に公表していない一切の事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこと。</u> (第50条)
守秘義務の対象外となる情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではないこと。</u> (1) <u>法令上必要とされる場合</u> (2) <u>相手方の書面による同意を得た場合</u> (3) <u>主務官庁より報告を要請された場合</u> (4)～(10)省略 (第47条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>機密情報のうち次の各号に該当する情報は、前項の定めにかかわらず、前項の守秘義務を負う機密情報として扱われないものとする</u>こと。 (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報 (2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報 (3) 相手方から開示された情報によらずして、独自に開発した情報 (4) 公知のもの又は受領した当事者の責によらないで公知となったもの (5) 相手方が書面により機密情報として取り扱わないことに同意した情報 ・ <u>NTT東日本・西日本は、判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求または命令により請求された場合、機密である旨を明確にしたうえで卸先電気通信事業者及びNTT東日本・西日本の機密情報を第三者に開示することができる</u>こと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ただし、法令上必要とされる場合、相手方の書面による同意を得た場合又は主務官庁より報告を要請された場合は、この限りではない</u>こと。 (第50条)

③契約の変更・解除について

	接続約款	光サービス卸契約	卸携帯電話サービス約款
契約の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約款を変更した場合には、接続条件等は変更後の約款による※こと。 ・ NTT東日本・西日本又は協定事業者は、必要が生じたときは、約款に基づき締結した協定を変更することができることとし、この場合には、NTT東日本・西日本の指定電気通信設備との接続は変更後の協定によること。 (第2条、第43条) <p>※ 総務大臣の認可が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本契約に定める内容は、両当事者による書面での合意によってのみ変更することができること。 ・ 前項の定めにかかわらず、<u>NTT東日本・西日本は卸先電気通信事業者の同意を得ることなく別紙に定める契約約款等を変更できることとし、その場合は、変更後の契約約款等の定めを本契約に適用すること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTドコモ及び卸先電気通信事業者は、必要が生じたときは、協議のうえで、契約を変更でき、この場合には、卸役務の提供は変更後の契約によること。 (第43条)
契約の解除	<p>■ 接続事業者からの協定の解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協定事業者から協定を解除しようとするときは、そのことを1年前までにNTT東日本・西日本に書面により通知することが必要であること。 (第44条) <p>■ NTT東日本・西日本からの協定の解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東日本・西日本は、<u>第60条の接続の停止の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することが可能なこと。</u> ・ NTT東日本・西日本は、協定事業者が第60条の接続の停止の規定に該当する場合に、その事実がNTT東日本・西日本の業務遂行上特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、接続の停止をしないでその協定を解除することが可能であること。 ・ 協定を解除するときは、予告を行うことが必要であること。 (第45条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>卸先電気通信事業者又はNTT東日本・西日本が、契約の終了を希望する日の90日前までに書面で相手方に通知した場合、本契約が終了すること。</u> 	<p>■ 卸先電気通信事業者からの契約の解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卸先電気通信事業者から契約を解除するときは、書面により通知することとし、解除時期については、協議の上決定されること。 (第46条) <p>■ NTTドコモからの契約の解除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>卸役務の利用を停止された卸先電気通信事業者が、なおその事実を解消しない場合は、その卸役務契約を解除することがあること。</u> ・ 卸役務の利用停止事由に該当する場合に、その事実が業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合は、利用停止をしないで契約を解除することあること。 ・ 契約を解除しようとするときは、あらかじめ卸先電気通信事業者にそのことを通知すること。 (第47条)

④卸提供事業者による情報提出要求・監査等について

接続約款	光サービス卸契約	卸携帯電話サービス約款
<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東日本・西日本は、接続申込者に対して、<u>接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあること。</u> ・ 前項の規定によりNTT東日本・西日本が提出を求める情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報の提出を求められた接続申込者は、その情報を書面により速やかに当社に提出することを要すること。 <p style="text-align: right;">(第48条の3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>NTT東日本・西日本が必要と認める場合及び卸先電気通信事業者の本契約の履行状況に疑義があると判断した場合、実態等を確認するために、必要な範囲で、卸先電気通信事業者に対し無償で、関係資料及び情報の提出を求め、卸先事業者の事業所等においてその実態を調査することができ、卸先電気通信事業者はこれに従うこと。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>NTTドコモは、卸提供申込者等に対して、卸提供申込者等が卸携帯電話サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあること。</u> ・ 前項の規定によりNTTドコモが提出を求める情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとしてNTTドコモが別に定める情報の提出を求められた卸提供申込者等は、その情報を書面により速やかに当社に提出することを要すること。 <p style="text-align: right;">(第52条)</p>

接続約款	光サービス卸契約	卸携帯電話サービス約款
<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東日本・西日本又は協定事業者は、他方の事業者との間の協議が調わない場合には、事業法第154条若しくは同法第157条の<u>あっせん</u>、同法第155条若しくは同法第157条の<u>仲裁その他適切な方法</u>によりその解決を図ることができること。 ・ NTT東日本・西日本又は協定事業者は、他方の事業者から委員会に対して事業法第155条第1項又は同法第157条第3項の仲裁の申請がなされた場合は、当該他方の事業者から仲裁の申請があった旨の通知が委員会から当社又は協定事業者に到達した日から1週間以内に、当該他方の事業者に対してこれに係る申請書を提出するか否かの通知を行うこと。また、その申請の内容に関して仲裁の申請をしようとするときは、2週間以内に申請を行うこと。 <p style="text-align: right;">(第95条の6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約に関し、卸先電気通信事業者及びNTT東日本・西日本との間で疑義、相違、紛争が発生した場合、両当事者は信義誠実の原則に従い、相互の協議によりこれを解決すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTドコモ及び卸提供申込者等は、協議が調わない場合には、事業法第156条第2項に規定する<u>あっせん又仲裁</u>により解決を図ることができること。 ・ NTTドコモは、前項の場合において、卸提供申込者等が事業法第156条第2項に規定する仲裁の申請を申し入れた場合には、合理的な理由がある場合に限り、その申請に同意することとする。 <p style="text-align: right;">(第137条)</p>

接続約款	光サービス卸契約	卸携帯電話サービス約款
<ul style="list-style-type: none"> ・契約者情報の提供 ・通信用建物の空き情報等の提供 ・DSL回線等に係る情報の提供 ・端末回線数並びに空き端子数 ・NTT東日本・西日本の光ファイバ化の現状及び今後の計画 ・端末回線の撤去計画等 ・接続装置等を設置している通信用建物ごとの協定事業者数 ・通信用建物ごとの収容されている電話番号帯等 ・光回線設備等に係る情報の提供 ・光回線設備との接続に係るその他の情報の提供 ・接続の手續及び算定根拠に関する情報の提供 ・宅内光信号電気信号変換装置に係る情報の提供 ・ISP接続用ルータに係る情報の提供 ・電柱所有に係る情報の提供 ・申込者情報確認結果の即時通知 ・優先クラス通信機能に係る情報の提供 <p style="text-align: right;">(第98条～第99条の14)</p>	<p>(規定なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NTTドコモは、NTTドコモが別に定める卸役務を提供するうえで参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供すること。 <p style="text-align: right;">(第131条)</p>

1. 電気通信事業法全般
2. FTTH等の市場動向
3. 接続ルールに関する概要等
4. 光サービス卸に関する概要等
5. フレキシブルファイバに関する概要等
6. モバイル音声卸に関する概要等
7. 接続約款、光サービス卸契約、卸携帯電話サービス約款の比較
8. 指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の届出制度

指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の届出制度について

指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の円滑な利用を促進するため、当該役務の提供の業務について事後届出を義務付け、総務大臣が、当該届出に関して取得・作成した情報を整理・公表するもの。

(電気通信事業法第38条の2、第39条の2)

○第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する主な届出内容

【FTTHアクセスサービスの卸】

以下の者との契約について、光サービス卸の内容・料金等を届出

- ①NTT東日本・西日本の特定関係法人(5万回線以上の卸先事業者)
- ②50万回線以上の卸先事業者
- ③移動通信事業者(MNO)

構成員限り

※ NTT東日本及びNTT西日本: の4事業者が該当

※令和2年1月末時点

○第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する主な届出内容

【携帯電話・BWAアクセスサービスの卸】

以下の者との契約について、モバイル音声卸等の内容・料金等を届出

- ①NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク等の特定関係法人(5万回線以上の卸先事業者)
- ②特定移動端末設備の数が50万以上の卸先事業者

構成員限り

※ NTTドコモ : の6事業者が該当

KDDI : の4事業者が該当

ソフトバンク : の3事業者が該当

※令和2年1月末時点

指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務については、特に詳細な事項の届出が義務付けられている。
(電気通信事業法施行規則第25条の7第4号)

【主な届出事項】

- ・卸先電気通信事業者の氏名又は名称
- ・当該卸先電気通信事業者が提供を受ける卸電気通信役務(以下「提供卸電気通信役務」という。)の内容
- ・当該提供卸電気通信役務に関する料金
- ・当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等
- ・指定電気通信設備を設置する者及び卸先電気通信事業者の責任に関する事項
- ・当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項